# 全国当科医师国络研会报

93号 2023.10



第93回 通常組合会(7月23日)

# 令和4年度歳入歳出決算を承認

一単年度差引残高、約1億円の黒字決算一

第93回通常組合会が開催 …p.1

理事長に山梨県支部選出理事の三塚憲二氏を再任 …p.22 一第18期、第4次三塚執行部がスタートー

● 全国歯科医師国民健康保険組合表彰 · · · p.27

支部紹介 石川県支部・長野県支部 ··· p.31

● 令和6年度4月からの重要なお知らせ … p.33

一家族として全国歯に加入の歯科医師の方一

一後期高齢者の1種組合員の所得割賦課額一

# 全国歯科医師国民健康保険組合

# 第93回 通常組合会

# 理事長に三塚先生を再選 令和4年度事業報告、歳入歳出決算を承認

令和5年7月23日(日)午後1時より、トラストシティカンファレンス・丸の内(丸の内トラストタワーN館11階 Room 2+3+4)において、第93回通常組合会が開催された。

小林敏彦議長の挨拶の後、芦田欣一副理事長の開会の辞に引き続き議事録署名人に島根県支部の古賀 宏議員が指名された。

続いて、物故組合員に対する黙祷を行い、今年3月以降に亡くなられた1種組合員14名、3種組合員1 名、後期高齢者組合員22名の計37名のご冥福をお祈りした。

三塚理事長の挨拶の後に続いて議事に入り、令和4年度事業報告及び令和4年度歳入歳出決算並びに令和4年度決算剰余金の処分等について原案通り可決承認された。

また、今回は現役員が令和5年7月31日に任期満了のため、組合会を暫時休会し役員改選を行い、各支部より選出された理事20名が承認された。新任理事による役員選任理事会では、互選によって三塚憲二先生(山梨県支部)が選出された。理事長指名理事に三森幹夫先生(山梨県支部)が承認された。監事の選任では、地区代表議員会にて右田信行先生(山口県支部)、宮下均先生(栃木県支部)が選出され、組合会で承認し選任した。



# ■議長挨拶 (要旨)

# 小林議長

定刻となりましたので、ただいまより第93回通常組合会を開催いたします。本日は大変ご多忙の中、全国各地よりご参集いただきまして、心からお礼申し上げます。

本日の組合会は、令和4年度の事業報告及び令和4年度の歳入歳 出決算等の重要案件と役員選任のために組合会を途中で中断し、暫 時休会を挟み役員選任理事会並びに地区代表議員会を開催いたし ますので、先生方のご協力をお願いいたします。



增田副議長 小林議長

### ■開会の辞(要旨)

### 芦田副理事長

組合会議員の先生方、暑い中ご出席ありがとうございます。また、今日表彰される方、本当におめでとうございます。

先ほど議長が申されましたように、重要な事案が上がっております。時間的に タイトなことになると思いますけれども、慎重審議をお願いしたいと思います。 本日はよろしくお願いいたします。



芦田副理事長

# ■理事長挨拶

### 三塚理事長

先生方、暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私どもの執行部も7月末日で満了を迎えます。ご存じのように全世代型社会保障制度が5月に成立しました。特に国保組合に関するところを言いますと、今、人口減少社会を迎え現役世代が非常に大変な状況になっています。そこで、これからますます現役世代に負担がかかってくるので、後期高齢者の一部負担金を変えて対応すること。それから出産育児一時金に対しても後期高齢者の方から算出すること。もう一点は産前産後の保険料の免除



三塚理事長

等を来年の1月からスタートすること。この三点が、私ども国保組合に関する全世代型社会保障制度の対応でございましたので、これが今後どのような展開をしていくか、本当に注意深く国の対応を考えていかなければいけません。

新型コロナウイルス感染症が4年経ちまして、今年の5月に5類になりました。この4年間は本当にコロナウイルスの対応に終始したと言っても過言ではございません。

皆さま方のご協力と、それから職員が一生懸命努力していただいたおかげで、常務会、理事会がウェブを用いてのハイブリッドで可能になりました。今後こういった形の会議を併用しながら、対面の会議も含めてやっていく時代に私どもの組合がしっかり対応できるようになりました。

また、国全体の問題であります情報のクラウド化もかなり進めることができました。これは本当に事務局の努力も大きかったと感謝しております。

何度も先生方の前でお話をしておりますが、国は社会保障制度に非常に厳しい環境を強いてきております。私どもの国保組合も国庫補助率の減少等々が非常に厳しい状況になってきております。今期、例えば国庫補助率の問題、特定被保険者の問題等々、国保組合を取り巻く非常に厳しい状況をなんとか打開しようということで、国会議員の先生、そして厚労省を交えて話し合いのテーブル、勉強会等を開きましたが、はっきり申し上げてまだ道半ばの状態でございます。これをしっかり先生方に協力していただいてやっていかなければなりません。国は明らかに、国保組合の設立の経緯を認識している上で、この国保組合を協会けんぽに取り込んでいこうという動きが見え隠れしております。国保法を改正してまで多分やってくるのではないかと思います。したがって、今までやってきたことをさらに進めなければいけない時期だと思います。もう1つは、私達歯科医師国保組合の体力をつけておかなければいけません。そのためには、大きく1つにまとまる必要があると思っています。今、他歯科医師国保組合が、私達の全国歯国保組合に統合するような動きがスタートし始めています。この動きを加速化して、ぜひ大きく1つの組合にして、国と真っ当に渡り合える大きな組織にする必要がございますので、その点先生方ぜひ次期執行部の先生方と一緒に働きかけていただければありがたいと思っております。

それからもう1点、やはりそのためには私どもの組織がしっかりとしたコンプライアンスと、ガバナンスが出来上がった組織にしなければいけないと思います。したがって、そういった組織改革も進めながら、新しい執行部で迎えていただきたいなと思っております。

対内のことを言いますと、いくつかの課題がございまして、先生方のお力で規約改正特別委員会を開いて、令和6年度からの保険料の問題等々を検討していただきました。そして、役員の選任等の規則の改正委員会、それから職員退職の委員会も立ち上げさせていただきました。この規約改正、職員退職に関しましては、次期執行部に申し送りをして、また検討していただきたいと思っております。

先ほどからお話しておりますように、国保組合は非常に厳しい環境にあります。ぜひ次期執行部のもとで、先生方一丸になってしっかりとした組織運営を図っていただきながら、国としっかり対応、そして厳しい言葉で言えば対決をしていただきたいと思っております。本当に今日はよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

# 令和4年度事業報告

### 齊藤専務理事

### I 事業報告

1. 国庫補助率 (定率分) 平成30年度の所得調査に より令和4年度の国庫補助 率は以下のとおりとなった。

		令和4年度
医療分	一般被保険者	30.0%
区/家刀	組合特定被保険者	13.0%
介護納付金分	一般被保険者	30.0%
刀設附門並刀	組合特定被保険者	16.1%
後期高齢者	一般被保険者	30.0%
支援金分	組合特定被保険者	16.1%



齊藤専務理事

### 2. 保険料について

新型コロナウイルス感染症により事業収入等が減収した被保険者に対して、保険料の免除措置を行った。

- ・国による保険料免除措置(国庫補助対象)
  - 死亡、重篤、令和3年の収入と比較し令和4年の収入見込みが30%以上減少の場合
- ・組合独自の保険料免除措置 10日間以上休診・休職し収入が減少した場合

#### 3. 保険給付について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 (国庫補助対象)

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり感染が疑われときに、療養のため労務に服すことが出来なかったことにより、給与等の全部又は一部を受けることができなかった場合、その労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給することとした。

#### 4. 保健事業について

(1) 特定健診

ICT(PC・スマートフォン)を活用した特定保健指導も実施した。

(2) 歯科健診

対象者は、1種組合員を除く被保険者(家族は健診時18歳以上)とし、雇用される1種組合員の診療所で歯科健診を受診した場合、健診をした1種組合員に歯科健診文書料及び指導料として一人当たり1,000円を交付した。

(3) 節目健診

新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、令和3年度該当者に対しては、1年間期間延長した。

#### 5. その他

新型コロナウイルス感染症対策で、会議等開催をWEB会議のほか、ハイブリッド会議等で対応した。

組合会 (現地開催2回)

理事会(ハイブリッド開催3回)

常務会(ハイブリッド開催3回)

職員事務研修会(WEB開催1回)

事務局連絡月例会(WEB開催9回)

### 6. 令和4年度単年度収支

単年度差引残高は、132,968,318円の黒字となった。

<内 訳>

歳入(歳入合計-繰越金-繰入金) 19,556,515,436円

歳 出 合 計 19,423,547,118円

132.968.318円

以下、令和4年度の事業計画に沿って報告する。

# Ⅱ 事業の実施状況

- 1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況
  - (1) 種別被保険者数(平均)

	種 別	令和4年度	令和3年度	伸び率
	1種	10,887	11,111	▲ 2.02
組合員	2種	1,487	1,448	2.69
租行貝	3種	27,938	27,674	0.95
	計	40,312	40,234	0.19
	1種	17,994	18,507	▲ 2.77
家族	2種	1,107	1,091	1.47
豕 肤	3種	4,016	4,061	<b>▲</b> 1.11
	計	23,117	23,659	▲ 2.29
	1種	28,881	29,618	▲ 2.49
合 計	2種	2,594	2,539	2.17
	3種	31,954	31,735	0.69
	計	63,429	63,892	▲ 0.72

### 【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号被保険者・組合特定被保険者(平均)

	種 別	前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定 ※
	1種	3,477	-	6,817	1,130
組合員	2種	42	-	569	1,122
租口具	3種	528	-	11,951	17,735
	計	4,047	-	19,337	19,987
	1種	2,147	1,270	5,970	2,368
家族	2種	22	405	140	802
<i>亦</i> 庆	3種	418	459	650	2,612
	計	2,587	2,134	6,760	5,782
	1種	5,624	1,270	12,787	3,498
合 計	2種	64	405	709	1,924
. □ □	3種	946	459	12,600	20,347
	計	6,634	2,134	26,096	25,769

※1種組合員で組合特定被保険者とは、主に医療法人事業所従事者。

### (2) 後期高齢者組合員数(平均)

令和4年度	令和3年度	伸び率
1,183	1,056	12.03

### 2. 保険料収納の状況

種別		令和4年度			令和3年度			収納額の
		調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	伸び率
基礎賦課額	均等割	6,226,365,500	6,224,440,800	99.97	6,236,352,200	6,235,052,200	99.98	▲ 0.17
<b>左</b> 啶	所得割	2,595,051,184	2,594,478,353	99.98	2,574,041,265	2,573,515,965	99.98	0.81
後期高齢者支	援金等賦課額	2,556,732,000	2,555,919,400	99.97	2,565,942,600	2,565,385,000	99.98	▲ 0.37
介護納付	金賦課額	1,222,544,700	1,222,033,800	99.96	1,224,658,500	1,224,280,200	99.97	▲ 0.18
後期高齢	者賦課額	70,445,000	70,425,000	99.97	62,905,000	62,905,000	100.00	11.95
合	計	12,671,138,384	12,667,297,353	99.97	12,663,899,565	12,661,138,365	99.98	0.05

- (注1) 滞納繰越金を含まず。
- (注2) 令和4年度保険料免除額 3種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者(基礎賦課額15,654,000円、後期高齢者支援金等賦課額34,680,000円、合計50,334,000円)

### 3. 国庫支出金の交付状況

項  目	令和4年度	令和3年度	伸び率
事務費負担金	48,397,286	48,633,968	▲ 0.49
療養給付費補助金	4,047,725,260	4,154,275,352	<b>▲</b> 2.56
後期高齢者支援金補助金	1,430,765,948	1,369,147,438	4.50
介護納付金補助金	605,628,659	728,436,286	<b>▲</b> 16.86
出産育児一時金等補助金	109,045,000	103,585,000	5.27
高額医療費共同事業補助金	39,773,000	30,069,000	32.27
特別調整補助金	188,014,000	120,396,000	56.16
特定健康診査等補助金	3,904,000	2,602,000	50.04
災害臨時特例補助金	58,000	2,144,000	<b>▲</b> 97.29
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	128,000	220,000	<b>▲</b> 41.82
合 計	6,473,439,153	6,559,509,044	<b>▲</b> 1.31

(注1)記載の無い国庫支出金項目については、令和3年度及び令和4年度共に交付金無し

### 4. 保険給付の状況

# (1) 給付割合

種別	給付割合
①組合員	7割給付
②家族	7割給付
③義務教育就学前まで	8割給付
④前期高齢者 (70 ~ 74 歳 )	
・現役並み所得者	7割給付
・一般所得者	8割給付

### (2) 療養給付費の給付状況

診療月	令和4年度	令和3年度	伸び率
4月	685,725,189	657,670,409	4.27
5月	626,051,949	593,441,236	5.50
6月	707,581,540	652,571,130	8.43
7月	725,614,124	682,194,283	6.36
8月	685,349,914	633,904,149	8.12
9月	698,887,492	642,653,284	8.75
10 月	708,803,903	655,521,958	8.13
11 月	705,451,983	628,149,977	12.31
12 月	746,414,726	684,957,328	8.97
1月	703,256,985	650,886,136	8.05
2月	668,505,083	589,636,370	13.38
3月	819,362,248	757,624,795	8.15
合計	8,481,005,136	7,829,211,055	8.33
月間平均	706,750,428	652,434,255	8.33

### (3) 総医療費の状況

診療月	令和4年度	令和3年度	伸び率
4月	967,374,338	931,794,028	3.82
5月	884,294,290	840,524,789	5.21
6月	1,002,975,638	923,155,583	8.65
7月	1,028,226,522	962,764,852	6.80
8月	970,721,068	897,760,827	8.13
9月	988,763,546	910,252,755	8.63
10 月	1,000,734,291	926,881,402	7.97
11 月	996,890,403	888,044,984	12.26
12 月	1,054,796,908	970,400,223	8.70
1月	993,643,011	921,380,789	7.84
2月	944,854,922	835,535,098	13.08
3月	1,158,796,205	1,070,869,721	8.21
合計	11,992,071,142	11,079,365,051	8.24
月間平均	999,339,262	923,280,421	8.24

### (4) 歯科給付の給付状況

令和4年度		令和:	3年度	伸び率		
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	
40,873	375,993,725	39,955	355,287,764	2.30	5.83	

### (5) 高額療養費の支給状況

令和4年度		令和3	3年度	伸び率		
	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
	7,681	827,095,029	7,478	752,533,977	2.71	9.91

### (6) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

令和4年度		令和:	3年度	伸び率		
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
	0	0	1	83	<b>▲</b> 100.00	<b>▲</b> 100.00

### (7) 高額療養費外来年間合算の支給状況

令和4年度		令和3年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	2,022	0	0	_	_

### (8) 出産育児一時金の支給状況

令和4年度		令和3年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,123	470,480,636	1,060	444,619,063	5.94	5.82

### (注) 出産育児一時金等の事務費を含む。

### (9) 葬祭費の支給状況

令和4年度		令和:	3年度	伸び率		
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	
89	18,500,000	77	17,100,000	15.58	8.19	

### (10) 療養費の支給状況

令和4年度		令和3年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
22,601	88,009,967	22,744	92,986,066	<b>▲</b> 0.63	<b>▲</b> 5.35

### (11) 傷病手当金の支給状況

令和4年	三度 ※1	令和3年度 ※2			
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,400	111,681,665	1,718	58,109,321	97.90	92.19

- ※1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の1,820件 56,875,165円を含む。
- ※2 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の107件5,877,321円を含む。

### (12) 出産手当金の支給状況

令和4年度		令和:	3年度	伸び率		
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	
884	111,734,500	785	98,904,000	12.61	12.97	

#### 5. 高額医療費共同事業の状況

項	目	令和4年度	令和3年度	伸び率
	交付金	387,907,000	373,102,000	3.97
収 入	国庫補助金	39,773,000	30,069,000	32.27
	収入合計	427,680,000	403,171,000	6.08
支出	加 拠出金	394,162,000	377,254,000	4.48
Д Ш	支出合計	394,162,000	377,254,000	4.48
収3	<b></b>	33,518,000	25,917,000	29.33

### 6. 保健事業の状況

### (1) 支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律 1,300,000 円】		割交付分 当たり 1,000 円】	交付額合計
F1,000,000 F1	被保険者数(人)	交付額	
26,000,000	63,860	63,860,000	89,860,000

(2) 節目健診事業助成金の支給状況 (75歳未満)

令和4年度		令和3年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,762	103,263,187	4,196	109,010,450	▲ 10.34	<b>▲</b> 5.27

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

令和4年度		令和3年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
22,878	69,089,638	24,870	75,707,337	▲ 8.01	<b>▲</b> 8.74

(4) がん検診事業助成金の支給状況

令和4年度		令和:	3年度	伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
13,238	36,065,920	11,581	29,647,524	14.31	21.65

(5) 歯科健診文書料及び指導料の支給状況

令和4年度(@1000円)		令和3年度(@1000円)		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4,473	5,015,891	4,506	5,980,927	<b>▲</b> 0.73	<b>▲</b> 16.14

※手数料を含む。

(6) 特定健診・特定保健指導の実施状況

①特定健診の実施状況

	令	和4年度		令和3年度							
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額				
33,853	10,291	30.40	92,802,141	33,256	9,153	27.52	88,590,859				

②特定保健指導の実施状況

	令	和4年度		令和3年度						
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額			
937	23	2.45	863,344	856	37	4.32	1,038,811			

(7) 医療費通知の実施状況

年6回(2ヵ月間の診療分ごとに通知)実施。

(8) 後期高齢者組合員保健事業の実施状況

①傷病見舞金の支給状況

令和4	1年度	令和3	3年度	伸び率			
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額		
217	21,016,000	199	15,756,000	9.05	33.38		

### ②死亡見舞金の支給状況

令和4	1年度	令和3	3年度	伸び率			
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額		
52	15,600,000	52	15,600,000	0.00	0.00		

### ③節目健診事業助成金の支給状況

令和4	1年度	令和3	3年度	伸で	ブ率
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
54	1,729,809	35	1,062,193	54.29	62.85

- (9) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知の実施状況(費用は、全額国庫補助対象) 年2回(令和4年5月、令和4年11月診療分)実施。
- (10) メンタルヘルスカウンセリング利用状況(費用は、全額国庫補助対象)

電話40件 面接26件 Web2件 令和4年度合計 68件

(11) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診受診者で糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者(空腹時血糖126mg/dℓ以上 又はHbA1c6.5%以上)を抽出し、糖尿病受療歴がない94名に受診勧奨を行った。 (12) 未就学児に係る子育て世帯に対する経済的負担の軽減措置の導入 国民健康保険法施行令の改正により、令和4年度から11月30日時点で組合に加入 する未就学児に対し、一人あたり12,000円の保険料を還付した。

1種組	合員	2 種組	l合員	3種組	[合員	合計		
未就学児人数	還付金額	未就学児人数	還付金額	未就学児人数  還付金額		未就学児人数	還付金額	
1,305	15,660,000	421	5,052,000	482	5,784,000	2,208	26,496,000	

- 7. レセプト点検事業の実施状況(令和3年度点検分)
- (1) レセプト2次点検

委託料	効果額	差引額 (A)	国庫補助 (B)	(A) + (B)
6,986,400	4,473,870	<b>▲</b> 2,512,530	6,986,000	4,473,470

※東京事務所で実施している高額レセプト点検分を含む

(2) 高額レセプト点検(令和4年度点検分) 委託料 300万円 (費用は、全額国庫補助対象) 再審査申請件数92件 効果額267,490円

- 8. 広報活動の実施状況
  - (1) 組合会報誌「組合報」を年2回発行
  - (2) ホームページ活用の実施
- 9. 資格確認の実施

3年に1回の資格確認調査を令和4年5月に実施。

10. 所得調査の実施

国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市区町村民税の課税標準額の調査を令和4 年9月に実施。

# Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。そのためにも各種研修会等に積極的に参加し情報収集に努めるとともに、役職員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

# IV 事務研修会の開催

- 1. 支部事務所職員対象の研修会
  - (1) 日時 令和4年4月15日(金) 13時30分
  - (2) 場所 WEBによる研修
  - (3) 研修内容
    - ①組合規約・規則・規程の改正について(令和3年度以降)
    - ②資格確認調査の実施について
    - ③歯科健診について
    - ④日立製作所による基幹システムのクラウド化について

# V コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

- 1. コンプライアンス研修会
  - (1) 日時 令和4年10月20日(木) 13時00分
- (2) 場所 東京事務所よりWEB講演
- (3) 研修内容

講演 (講師:弁護士 中西真也氏) 『パワーハラスメントの事例研究』

### 2. 健康づくり推進部会

- (1) 日時 令和4年10月20日(木) 14時00分
- (2) 場所 東京事務所よりWEB講演
- (3) 研修内容

講演(講師:日本歯科総合研究機構主任研究員 恒石美登里氏) 『健康づくり推進に向けたデータの見える化』

# VI 諸会議の開催

### 1. 組合会

会議名			開催日	3			開催状況及び場所
第 91 回通常組合会	令和4 年	F 7	月	24	日	(日)	フクラシア東京ステーション
第 92 回通常組合会	令和5年	F 3	月	26	日	(日)	丸ビルホール&コンファレンススクエア

### 2. 理事会

会議名			ß	月催 日	1			開催状況及び場所
第1回理事会	令和4	年	6	月	29	H	(水)	フクラシア東京ステーション(WEB 併用)
第2回理事会	令和4	年	11	月	16	H	(水)	丸ビルホール&コンファレンススクエア(WEB 併用)
第3回理事会	令和5	年	3	月	15	H	(水)	丸ビルホール&コンファレンススクエア(WEB 併用)

### 3. 常務会

会議名		ŀ	開催日	1			開催状況及び場所
第1回常務会	令和4 年	5	月	18	日	(水)	フクラシア東京ステーション(WEB 併用)
第2回常務会	令和4 年	7	月	13	日	(水)	開催中止
第3回常務会	令和4 年	10	月	26	日	(水)	JP タワーホール&カンファレンス(WEB 併用)
第4回常務会	令和5 年	2	月	16	日	(木)	丸ビルホール&コンファレンススクエア(WEB 併用)
第5回常務会	令和5年	3	月	23	日	(木)	開催中止

### 4. 監事会

会議名			ß	昇催 日	3			開催状況及び場所
第1回監事会	令和4	年	6	月	15	日	(水)	東京事務所
第2回監事会	令和 5	年	2	月	22	日	(水)	東京事務所

# 5. 臨時委員会

会議名			F	昇催 日	3		開催状況及び場所	
第1回臨時委員会	令和4	年	7	月	24	Н	(日)	フクラシア東京ステーション
第2回臨時委員会	令和4	年	8	月	21	Н	(日)	フクラシア八重洲
第3回臨時委員会	令和4	年	9	月	11	H	(日)	フクラシア八重洲
第4回臨時委員会	令和4	年	9	月	28	Н	(水)	フクラシア八重洲
第5回臨時委員会	令和4	年	11	月	3	Н	(水)	フクラシア八重洲
第6回臨時委員会	令和4	年	11	月	20	H	(日)	フクラシア八重洲
第7回臨時委員会	令和4	年	12	月	18	日	(日)	フクラシア八重洲

# 6. 打合会

会議名			ß	昇催日	1			開催状況及び場所
第1回議長団打合会	令和4	年	7	月	24	H	(日)	フクラシア東京ステーション
第2回議長団打合会	令和5	年	3	月	26	日	(日)	丸ビルホール&コンファレンススクエア

### 7. 事務研修会

会議名		ŀ	開催日	3			開催状況及び場所
職員事務研修会	令和4 年	4	月	15	日	(金)	東京事務所より WEB 配信

### 8. コンプライアンス・健康づくりに関する研修会

会議名		ß	開催 日	3		開催状況及び場所	
コンプライアンス研修会	令和4 年	10	月	20	日	(木)	東京事務所より WEB 配信
健康づくり推進部会	令和4年	10	月	20	日	(木)	東京事務所より WEB 配信

# WI 関係団体の会議開催状況

# 1. 栃木県庁関係

会議名		ŀ	開催日	3			開催状況及び場所
国保主管課長(事務局長)会議	令和4年	4	月	26	日	(火)	WEB 開催 出席
国民健康保険事務新任担当者等研修会	令和4年	5	月	20	日	(金)	WEB 開催 出席
第1回保険者協議会	令和4年	6	月	29	日	(水)	欠席
第2回保険者協議会	令和5年	3	月	17	日	(金)	欠席

### 2. 栃木県国保連合会関係

会議名			ß	月催 日	1			開催状況及び場所
第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	令和4	年	5	月	27	Н	(金)	WEB 出席
特定健診等データ管理システム担当者説明会	令和4	年	6	月	1	H	(水)	WEB 出席
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	令和4	年	6	月	3	H	(金)	WEB 出席
レセプト点検担当職員研修会	令和4	年	6	月	29	Н	(水)	WEB 出席
特定健診・特定保健指導実践者育成研修会	令和4	年	7	月	8	Н	(金)	欠席
特定健診・特定保健指導実践者育成研修会	令和4	年	7	月	22	H	(金)	欠席
第 2 回保健事業支援·評価委員会	令和4	年	8	月	9	Н	(火)	WEB 出席
第1回保健事業専門研修	令和4	年	8	月	25	Н	(木)	WEB 出席
第三者行為求償事務アドバイザーによる研修会	令和4	年	9	月	2	Н	(金)	栃木県国保連合会
特定健診等データ管理システム担当者説明会	令和4	年	9	月	27	Н	(火)	WEB 出席
国保制度改善強化全国大会	令和4	年	11	月	18	Н	(金)	砂防会館
療養費適正化研修会	令和4	年	11	月	30	Н	(水)	WEB 出席
第3回保健事業支援·評価委員会	令和 5	年	2	月	7	H	(火)	WEB 出席
第4回保健事業支援・評価委員会	令和5	年	3	月	9	Н	(木)	WEB 出席

# 3. 全協関係

# (1) 総会

会議名			開	催日	3			開催状況及び場所
第79回通常総会	令和4	年	6	月	9	H	(木)	リーガロイヤルホテル (大阪)
第 80 回通常総会	令和5	年	3	月	20	H	(月)	アルカディア市ヶ谷

# (2) 関東甲信越支部関係

	会議名			厚	開催日	1			開催状況及び場所
	関東甲信越支部総会								書面表決
ſ	関東甲信越支部事務 (局) 長研修会	令和4	年	11	月	22	H	(火)	WEB 出席

# (3) 研修会

会議名			F	開催日	1			開催状況及び場所
第1回制度研究検討委員会	令和 4	年	5	月	13	日	(金)	WEB 出席
職員研修会	令和4	年	7	月	15	H	(金)	全国町村会館
第1回事務(局)長研修会	令和 4	年	9	月	6	日	(火)	全国町村会館
第1回理事長·役員研修会	令和4	年	9	月	28	H	(水)	アルカディア市ヶ谷
実行運動本部委員会	令和4	年	10	月	24	H	(月)	欠席
国民健康保険組合被保険者全国大会	令和4	年	11	月	17	日	(木)	有楽町朝日ホール
保健事業推進担当者研修会及び未就学世帯への経 済的負担軽減措置に係るシステムに関する説明会	令和4	年	11	月	28	日	(月)	全国町村会館
第2回事務(局)長研修会	令和5	年	1	月	13	H	(金)	全国町村会館
第2回理事長・役員研修会	令和5	年	2	月	3	H	(金)	アルカディア市ヶ谷

# 4. 全歯連関係

# (1) 総会

会議名			閉	月催 日	1			開催状況及び場所
第1回通常総会	令和4	年	10	月	8	H	(土)	リーガロイヤルホテル広島
第2回通常総会	令和 5	年	3	月	14	Н	(火)	アルカディア市ヶ谷

# (2) 理事会

会議名		ß	開催日	3			開催状況及び場所
第1回理事会	令和4 年	5	月	25	H	(水)	アルカディア市ヶ谷
第2回理事会	令和4 年	10	月	8	H	(土)	リーガロイヤルホテル広島
第3回理事会	令和5年	2	月	14	日	(火)	アルカディア市ヶ谷
第4回理事会	令和5 年	3	月	14	H	(火)	アルカディア市ヶ谷

# (3) 委員会

会議名		屏	催日	1			開催状況及び場所
第1回調査委員会	令和4 年	5	月	25	日	(水)	アルカディア市ヶ谷
第2回調査委員会	令和4年	6	月	21	日	(火)	アルカディア市ヶ谷
第3回調査委員会	令和4年	9	月	13	日	(火)	アルカディア市ヶ谷

### 5. その他

会議名	開催日							開催状況及び場所
東海信越地区歯科医師会、同国保組合、全国歯 国保組合合同事務長会	令和4	年	6	月	17	日	(金)	WEB 開催
東海信越地区歯科医師国民健康保険組合連絡協議会	令和4	年	10	月	15	日	(土)	都ホテル四日市

# 第1号議案 令和4年度歳入歳出決算について議決を求める件

### 鈴木副理事長

鈴木副理事長より令和4年度歳入歳出決算について説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

### 歳入

- · 歳入全体の構成割合は、国民健康保険料51.79%、国庫支出金26.45%、繰越金19.96%、その他1.80%。
- ・国民健康保険料は合計12,672,919,083円で、令和4年度予算額より13,241,083円 増加した。対前年度比8,367,918円の増。
- ・医療給付費分が8,822,682,783円で全体の69.62%。前年度比11,824,718円増。
- ・所得割賦課額が前年度比21,525,918円増。新型コロナによる免除額948,700円 (組合負担分450,400円、国庫補助498,300円)。



鈴木副理事長

- ・均等割賦課額が前年度比9,701,200円減。新型コロナによる免除額1,616,300円(組合負担分1,356,500円、国庫補助259.800円)。
- ・後期高齢者支援金分が2,557,067,300円で全体の20.18%。前年度比9,049,100円減。
- ・新型コロナによる免除額666,400円(組合負担分554,200円、国庫補助分112,200円)。
- ・介護納付金分が1,222,729,000円で全体の9.65%。前年度比1,917,700円減。
- ・新型コロナによる免除額323,700円(組合負担分218,400円、国庫補助分105,300円)。
- ・後期高齢者の1種組合員分が70.440.000円で0.56%。前年度比7.510.000円増。
- ·3種女性一人親家庭の保険料免除者数7,626世帯10,200人(1人目7,591人、2人目以降2,609人)。免除額合計50.334,000円(後期高齢者支援金34,680,000円。均等割15,654,000円)。
- ・国庫支出金は合計6,473,439,153円。前年度比86,069,891円減。
- ·国庫負担金48.397.286円。前年度比236.682円減。
- ·国庫補助金6.425.041.867円。前年度比85.833.209円減。
- ·療養給付費等補助金6.084.119.867円。前年度比167.739.209円減。
- ・療養給付費補助金4,047,725,260円(前期高齢者納付金補助金508,659,215円を含む。)。
- ·出産育児一時金等補助金148,818,000円。
- ·出產育児一時金補助金現年度分109,045,000円。
- ·高額療養費共同事業補助金現年度分39.773.000円。
- ·3月追加分958.630,153円。
- ・特定被保険者(H9.9より適用除外にて組合に残った組合員等)の補助率について。

令和2年度~ 療養給付費補助率 (定率分) 13.0% (一般30.0%) 後期高齢者支援金補助率 16.1% (一般30.0%) 介護補助率 16.1% (一般30.0%) 16.1% (一般30.0%) 第養給付費補助率 (定率分) 13.0% (一般16.0%) 6期高齢者支援金補助率 5.5% (一般16.0%) 5.5% (一般16.0%)

令和4年度組合員数63,429人に対して特定被保険者数25,776人(40.64%)。5年後には50%を超えることが予測され、令和6年度から補助金が急激に落ちることが予想される。

令和4年度の決算の歳入は24.471.413.923円で前年度と比較して374.388.787円増加した。

### 歳出(要旨)

- ·組合会費14,270,472円。前年度比1,088,762円増。
- ·総務費645,781,850円。前年度比33,431,746円増。
- ・(前年度比) 役員会費4.013.931円減。一般管理費45.126.305円増。社会保障等システム8.981.028円減。
- ・保険給付費10.186,109,757円。令和4年度予算額より825,310,375円の増。
- ・療養給付費8,481,005,136円。前年度比651,794,081円増。大きく伸びた。
- ·高額療養費827.097.051円。前年度比74.562,991円増。
- ·不妊治療保険適用拡大による不妊治療と思われる費用241,331,240円。前年度比176,039,390円増。
- ・傷病手当金111,681,665円。前年度比53,572,344円増。コロナ傷病手当金1,820件、56,875,165円。
- ·出産手当金111,734,500円。
- ·後期高齢者支援金3.883.280.328円。前年度比87.575.350円減。
- ·前期高齢者納付金1,787,346,540円。前年度比319,372,117円減。
- ·介護納付金1,950,528,031円。前年度比10,563,972円減。
- ·共同事業拠出金394.162,000円。前年度比16,908,000円増。
- ·保健事業費455,936,471円。前年度比2,576,132円增。
- ・償還金は、療養給付費補助金で34,092,272円、事務費負担金で7,199,397円、社会保障・税番号システム整備 費補助金で26,000円、特定健診・保健指導補助金分で18,000円を償還した。

令和4年度の決算の歳出は19,423,547,118円で前年度と比べて212,223,682円増加した。

### 財産状況報告

### 財產状況報告(令和4年度末)

### 1. 積立金

科 目	金 額(円)
① 特別積立金※	1,903,090,000
② 給付費等支払準備金積立金※	1,064,772,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所維持·拡充積立金	276,325,000
⑤ 役員退職慰労金積立金	15,447,164
⑥ 職員退職手当積立金	264,669,021
⑦ 国保事業安定積立金	3,200,000,000
合 計	6,849,303,185

※法定積立金

### 2. 固定資産

科 目	金 額(円)
土地建物(東京事務所)	380,000,000

### 3. 什器備品

### (1) 東京事務所

品目	数量
ウォシュレット	3
新基幹システム用端末機	16
新基幹システムルータ機器	1
レーザープリンタ	3
カードプリンタ	1
パソコン	15
タブレット型情報端末	39
統合専用端末	1
WEB 会議用カメラ	2
WEB 会議用テレビ	2
WEB 会議用音響機器	1

### (2) 支部事務所

( ) =	
品目	数量
レーザープリンタ	20
新基幹システム端末機	29
ファクシミリ	2
カードプリンタ	20

# 令和4年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入 (単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と収入済 額との比較
1. 国民健康保 険料		12,659,678,000	12,683,374,668	12,672,919,083	0	10,455,585	13,241,083
<b>火</b> 杆	1. 国民健康保険料	12,659,678,000	12,683,374,668	12,672,919,083	0	10,455,585	13,241,083
2. 使用料及び 手数料		1,000	21,000	21,000	0	0	20,000
于奴仆	1. 手数料	1,000	21,000	21,000	0	0	20,000
3. 国庫支出金		3,980,410,000	6,473,439,153	6,473,439,153	0	0	2,493,029,153
	1. 国庫負担金	37,136,000	48,397,286	48,397,286	0	0	11,261,286
	2. 国庫補助金	3,943,274,000	6,425,041,867	6,425,041,867	0	0	2,481,767,867
4. 前期高齢者 交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
人门亚	1. 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5. 共同事業交 付金		275,741,000	387,907,000	387,907,000	0	0	112,166,000
1.1 215	1. 共同事業交付金	275,741,000	387,907,000	387,907,000	0	0	112,166,000
6. 財産収入		13,305,000	17,652,342	17,652,342	0	0	4,347,342
	1. 財産運用収入	13,305,000	17,652,342	17,652,342	0	0	4,347,342
7. 繰入金		7,000	29,196,787	29,196,787	0	0	29,189,787
	1. 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	<b>1</b> ,000
	2. 給付費等支払準備 金積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	<b>1</b> ,000
	3. 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	<b>1</b> ,000
	4. 事務所維持・拡充 積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	<b>1</b> ,000
	5. 役員退職慰労金積 立金繰入金	1,000	0	0	0	0	<b>1</b> ,000
	6. 職員退職手当積立 金繰入金	1,000	29,196,787	29,196,787	0	0	29,195,787
	7. 国保事業安定積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	<b>1</b> ,000
8. 繰越金		3,000,000,000	4,885,701,700	4,885,701,700	0	0	1,885,701,700
	1. 繰越金	3,000,000,000	4,885,701,700	4,885,701,700	0	0	1,885,701,700
9. 諸収入		62,000	4,576,858	4,576,858	0	0	4,514,858
	1. 延滞金及び過料	1,000	162,100	162,100	0	0	161,100
	2. 立替収入	1,000	508,429	508,429	0	0	507,429
	3. 預金利子	54,000	57,017	57,017	0	0	3,017
	4. 雜入	6,000	3,849,312	3,849,312	0	0	3,843,312
歳	入 合 計	19,929,206,000	24,481,869,508	24,471,413,923	0	10,455,585	4,542,207,923

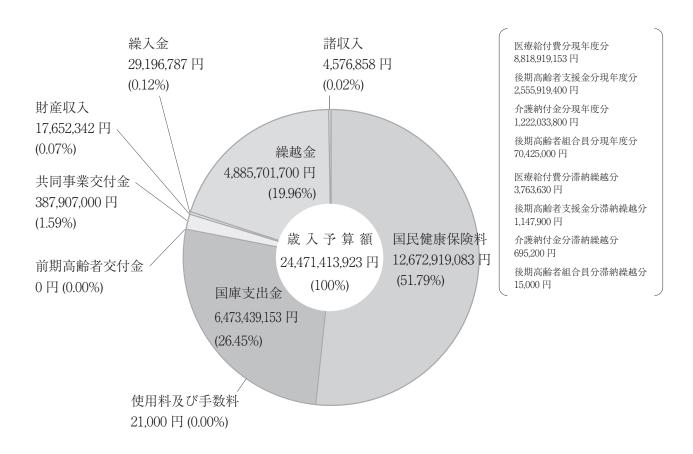
歳出 (単位:円)

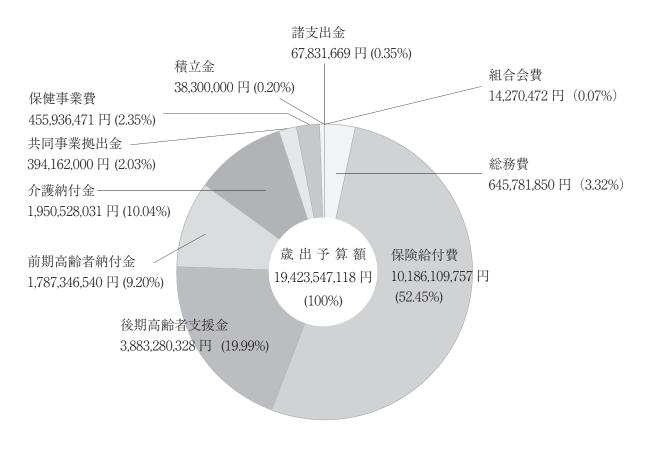
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と 支出済額との比較
1. 組合会費		18,011,000	14,270,472	0	3,740,528
	1. 組合会費	18,011,000	14,270,472	0	3,740,528
2. 総務費		717,365,763	645,781,850	0	71,583,913
	1. 総務管理費	717,364,763	645,781,850	0	71,582,913
	2. 徴収費	1,000	0	0	1,000
3. 保険給付費		10,229,785,719	10,186,109,757	0	43,675,962
	1. 療養諸費	8,666,089,525	8,646,599,492	0	19,490,033
	2. 高額療養費	829,095,029	827,097,051	0	1,997,978
	3. 移送費	1,000,000	16,413	0	983,587
	4. 出産育児諸費	489,125,000	470,480,636	0	18,644,364
	5. 葬祭費	21,060,000	18,500,000	0	2,560,000
	6. 傷病手当金	111,681,665	111,681,665	0	0
	7. 出產手当金	111,734,500	111,734,500	0	0
4. 後期高齢者支援金等		3,901,629,000	3,883,280,328	0	18,348,672
	1. 後期高齢者支援金等	3,901,629,000	3,883,280,328	0	18,348,672
5. 前期高齢者納付金等		1,821,742,000	1,787,346,540	0	34,395,460
	1. 前期高齢者納付金等	1,821,742,000	1,787,346,540	0	34,395,460
6. 介護納付金		1,950,529,000	1,950,528,031	0	969
	1. 介護納付金	1,950,529,000	1,950,528,031	0	969
7. 共同事業拠出金		394,164,000	394,162,000	0	2,000
	1. 共同事業拠出金	394,162,000	394,162,000	0	0
	2. 共同事業負担金	2,000	0	0	2,000
8. 保健事業費		647,489,000	455,936,471	0	191,552,529
	1. 特定健康診査等事業費	158,300,000	93,665,485	0	64,634,515
	2. 保健事業費	489,189,000	362,270,986	0	126,918,014
9. 積立金		38,304,000	38,300,000	0	4,000
	1. 積立金	38,304,000	38,300,000	0	4,000
10. 諸支出金		71,335,669	67,831,669	0	3,504,000
	1. 償還金及び還付加算金	71,335,669	67,831,669	0	3,504,000
11. 予備費		138,850,849	0	0	138,850,849
	1. 予備費	138,850,849	0	0	138,850,849
歳出	1 合 計	19,929,206,000	19,423,547,118	0	505,658,882

### 令和4年度決算収支

歳入合計	24,471,413,923
歳出合計	19,423,547,118
差引残高	5,047,866,805

# 令和4年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合





# 第2号議案 令和4年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長より令和4年度決算剰余金の処分について、令和5年度に繰り越したい旨の説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

令和4年度歳入歳出決算額

歳入合計額

24.471.413.923円

歳出合計額

19,423,547,118円

決算剰余金

5,047,866,805円

上記剰余金を下記のとおり処分する。

令和5年度繰越金に繰り入れる額 5,047,866,805円

監査報告
右田監事

右田監事より、令和5年6月14日に東京事務所にて開催された監事会において、清永公認会計士による 歳入歳出決算事項別明細書、預金残高含め適正に処理されている旨の監査報告書について、別紙のとお り報告された。

監事会の監査は関係の役員の立ち会いの中で、規約第49条により、令和4年度の経理状況及び財産の状況を監査し、各銀行残高証明書などを照合した結果、適正に処理されているものと認め、業務執行に関しては適正に行われており、法令などに違反する重大な事実及び義務違反は認められなかったと報告があった。監査報告意見書についても、別紙のとおり報告された。

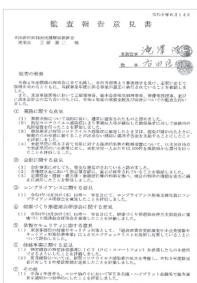






右田監事





# 第3号議案 組合規約の一部改正(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

齊藤専務理事より以下の2点の組合規約の一部改正(案)の説明が行われ、挙手多数により可決承認された。 ①選挙規則の改正に伴う規約の一部改正(案)について

# 全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正(案)新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改正

現行

第1条~第38条 省略

第7章 役員、相談役、支部役員及び職員 (役員の定数)

第39条 理事の定数は、23名以内とする。

- 2. 監事の定数は、2名とする。
- 3. 監事のうち1名を常務監事とする。

(理事の選出及び選任)

第40条 理事は、次により選出し、組合会において選任 する。

- 一 各支部から、1名
- 二 理事長が指名する者、3名以内

第41条~第44条の2 省略

(役員の任期)

第45条 理事及び監事の任期は、選任の年の8月1日から 起算して2年とする。

ただし、補欠役員(任期中に何らかの理由により退任 した役員の後任の役員をいう。) の任期は、前任者の残 任期間とする。

2. 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

第46条~ 省略

第1条~第38条 省略

第7章 役員、相談役、支部役員及び職員 (役員の定数)

第39条 理事の定数は、26名以内とする。

- 2. 監事の定数は、2名とする。
- 3. 監事のうち1名を常務監事とする。

(理事の選出及び選任)

第40条 理事は、次により選出し、組合会において選任 する。

- 一 各支部から、1名
- 二 理事長が指名する者、若干名

第41条~第44条の2 省略

(役員の任期)

第45条 理事及び監事の任期は、選任の年の8月1日から 起算して2年とする。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

第46条~ 省略

#### 附則

1. この規約は、令和5年7月23日から施行する。 (第39条第1項及び第40条第二号の定数を改正、第 45条第1項の「補欠役員」の定義を追加)

#### 《参考》

#### 国民健康保険法

(理事の専決処分

- 第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、 理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。
- 2 組合会において議決すべき事項に関し臨時急施を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。
- 3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

### 《参考》

# 全国歯科医師国民健康保険組合 選挙規則一部改正新旧条文比較対照表

(下線部分が改正部分)

#### 改正

第1章~第1章 (略)

第4章 役員選挙 第9条 (略)

(理事長の互選)

- 第10条 規約第41条に定める理事長の互選のうち任期満了に伴って行う次期理事長の互選については、任期満了の年の7月に開催される組合会において承認を得た理事による役員選任のための理事会(以下「役員選任理事会」という。)において行うものとする。
- 2. 削除
- 3. 削除

第11条 前条の規定に基づく理事長の選出に当たって互選により難い事情があるときは、互選に代えて<u>協議</u>により選出することができる。

- 2. 削除
- 3. 削除

(副理事長等の互選)

- 第12条 規約第42条、第43条及び第44条に定める副理事 長、専務理事及び常務理事の互選については、任期発 効年度の最初に開催される理事会において行うものと する。
- 2. 前項の規定に基づく副理事長、専務理事及び常務理事 の選出に当たって互選により難い事情があるときは、 互選に代えて協議により選出することができる。
- 3. 削除
- 4. 削除

(指名理事)

- 第13条 規約第40条第二号に定める理事長が指名する者 (以下「指名理事」という。)は<u>3名</u>以内とする。
- 2. 前項の規定により指名された理事は役員選任理事会 又は理事会の承認を得るものとする。
- 3. 指名理事は、理事長の命を受けて特定の業務を分掌 する。

第5章~第6章 (略)

附 <u>則</u>
1. この規則は、令和5年7月23日から施行する。
(第10条と第11条の条文を整理。第10条と第11条の
第2項及び第3項を削除。第12条の条文を整理。第3
項及び第4項を削除。第13条第1項の指名理事の定数
を改正。同条第2項の条文を整理。)

現 行

第1章~第3章 (略)

第4章 役員選挙 第9条 (略)

(理事長の互選)

- 第10条 規約第41条に定める理事長の互選のうち任期満 了に伴って行う次期理事長の互選については、任期満 了の年の7月に(前倒しして)行うものとする。
- 2. <u>互選を行う理事は、前条第1項により各支部より選出された理事で、当該年度から任期が発効する理事として任期満了の年の7月に開催される組合会において承認を得た理事とする。</u>
- 3. 前項により組合会で承認をされた理事はその承認 をされた日から、その承認された日の属する月の末 日までの間、新任理事と呼称する。
- 第11条 前条の規定に基づく理事長の選出に当たって互 選により難い事情があるときは、互選に代えて、新任 理事による役員選任のための理事会(以下「役員選任 理事会」という。)を開催して協議により選出するこ とができる。
- 2. 前項の規定により選出するときは、別表2に定める A地区、B地区及びC地区の新任理事の中からそれ ぞれ推薦された2名の各地区代表の新任理事をもって 構成される新任理事代表理事委員会において協議の うえ選出するものとする。
- 3. 前項の新任理事代表理事委員会において選出された 理事長は役員選任理事会の承認を得るものとする。

(副理事長等の互選)

- 第12条 規約第42条、第43条及び第44条に定める副理事 長、専務理事及び常務理事の互選については、任期発 効年度の最初に開催される理事会において行うものと する。
- 2. 前項の規定に基づく副理事長、専務理事及び常務理事 の選出に当たって互選により難い事情があるときは、 互選に代えて協議により選出することができる。
- 3. 前項の規定により選出するときは、別表2に定めるA地区、B地区及びC地区の理事の中からそれぞれ推薦された2名の各地区代表理事をもって構成される代表理事委員会において協議のうえ選出するものとする。 前項の代表理事委員会により選出された副理事
- 4. 前項の代表理事委員会により選出された副理事 長、専務理事及び常務理事は理事会の承認を得るも のとする。

(指名理事)

- 第13条 規約第40条第二号に定める理事長が指名する者 (以下「指名理事」という。)は5名以内とする。
- 2. 前項の規定により指名された理事は<u>理事会又は役員</u> 選任理事会の承認を得るものとする。
- 3. 指名理事は、理事長の命を受けて特定の業務を分掌する。

第5章~第6章 (略)

### ② 地区拡張について

第4条 組合は別表1及び別表2に定める区域をその地区とする。

# 全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正 (案) 新旧条文比較対照表

(下線部分が改正部分)

	改 正		現行
別表	1 (規約第4条関係)略	別表	1 (規約第4条関係)略
別表	2 (規約第4条関係)	別表	2 (規約第4条関係)
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町
山形県	鶴岡市、小国町	山形県	鶴岡市、小国町
福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、 境町、大子町、城里町、笠間市、八千代市、 <u>ひたち</u> <u>なか市</u>	茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、 境町、大子町、城里町、笠間市、八千代市
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、 邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市	群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、 邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、 松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市	埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、 松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市
東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、 千代田区、杉並区、足立区、台東区、 <u>豊島区、北区、</u> <u>品川区</u>	東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、 千代田区、杉並区、足立区、台東区
神奈川県	相模原市	神奈川県	相模原市
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町	愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町
三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町	三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町
大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、 大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、 豊能町、能勢町、富田林市	大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町、富田林市
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、 伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍栗市、 三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、 川西市、猪名川町、明石市	兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、 伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍栗市、 三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、 川西市、猪名川町、明石市
奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市、大和郡山市	奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市、大和 郡山市
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島 市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、 北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市	広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島 市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、 北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市
愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市	愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市
福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市	福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市
8月1日	<u> 則</u> 規約の別表 2 については認可の日から施行し、令和 4 年 日から適用する。 地区の追加 豊島区、北区、品川区、ひたちなか市)		

# 第4号議案 積立金の処分について議決を求める件

齊藤専務理事

齊藤専務理事より、任期満了に伴う役員退職慰労金を支給するため、役員退職慰労金積立金の一部を 処分することについて趣旨説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

役員退職慰労金支給額 18,400,000円

# 第5号議案 理事の承認を求める件

齊藤専務理事

齊藤専務理事より、役員の任期満了に伴い、組合規約第40条第一号(第3号議案承認済)並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、支部選出理事20名について承認を求める趣旨説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

# 支部選出理事名簿

任期 令和5年8月 1日より 令和7年7月31日まで

支部名		氏	名		
栃木県	大	野	克	夫	
山梨県	111	塚	憲	$\vec{=}$	
青森県	嶋	中	繁	樹	
岐阜県	冏	部	義	和	
富山県	山	﨑	安	仁	
滋賀県	芦	田	欣	_	
京都府	安	岡	良	介	
岡山県	南		哲之	之介	
山口県	小	Щ	茂	幸	
島根県	内	Ш	朋	良	
·					

支部名		氏	名		
鳥取県	渡	部	隆	夫	
香川県	Ш	下	喜七	世弘	
徳島県	森		秀	司	
高知県	野	村	和	男	
新潟県	松	﨑	正	樹	
岩手県	佐	藤		保	
石川県	飯	利	邦	洋	
長野県	春	日	司	郎	
福井県	齊	藤	愛	夫	
沖縄県	髙	嶺	明	彦	

# 新たに理事となる先生方のご紹介



大野 克夫先生 (栃木県支部)



南 哲之介先生 (岡山県支部)



佐藤 保先生 (岩手県支部)

### 第6号議案 監事選任の件

A、B、C地区別の議員会を開催し、地区代表議員の推薦を行った上で、別室にて地区代表議員会にて 監事の選任を行うため組合会が暫時休会した。同時に、第5号議案にて承認された新理事による役員選 任理事会が開催され、次期理事長が選出された。

# 新監事に右田信行先生(山口県支部)、宮下均先生(栃木県支部)

地区代表議員会、役員選任理事会の終了後、小林議長が組合会の再開を宣し、増田副議長より、任期

満了に伴う監事の選任について、規約第48条の規定により組合会で選任することになっており、また選挙規則第14条第2項の規程では監事の選任にあたっては地区代表議員会で選任の上、組合会に諮り承認を得るものとなっている旨の説明があった。

地区代表議員会委員長山田先生より地区代表議員各2名の発表があり、6名による地区代表議



員会にて、監事に右田信行先生(山口県支部)、宮下均先生(栃木県支部)を選出した旨の報告があった。これを受け、地区代表議員会で選出された監事について、規約第48条第1項の規定に基づき、採決に入り挙手多数により可決承認された。

# 役員選任理事会の報告

## 新理事長に三塚憲二先生(山梨県支部)

役員選任理事会議長齊藤専務理事より、次期 理事長に三塚憲二先生(山梨県支部)を互選し た旨の報告があった。



# 三塚次期理事長 理事長就任挨拶



先程の新理事の互選で次期理事長を決定させていただきました。 非常に厳しい環境の中、国との折衝、他の歯科医師国保組合との 折衝が控えております。そしてもう1点は、私どもの組織自体のガバ ナンスとコンプライアンスをしっかりとしたものにしなければいけ ない。この2点が私の公約です。

次期全てこれが望ましい方向に解決できるように精一杯頑張ります。そして、次期で辞めさせていただいて、新しい世代の先生に理事長をお任せして、新しく全国歯科医師国保組合をますます隆盛にしていただきたいという風に思っています。ぜひ、先生方のご支援とご協力をお願いいたします。よろしくお願いします。

# 第7号議案 理事長指名理事の承認を求める件

三塚理事長

### 理事長指名理事に三森幹夫先生(山梨県支部)

三塚次期理事長より、理事長指名理事に三森幹夫先生(山梨県支部)を指名する件について、組合規約第40条第2号の規定に基づき承認を願いたいとの説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

### 第8号議案 顧問、相談役の委嘱について議決を求める件

三塚理事長

### 相談役に尾上徹先生(京都府支部)、酒井昭則先生(岡山県支部)

三塚次期理事長より、顧問は設置せず、相談役は引き続き尾上徹先生(京都府支部)と、新たに酒井昭則先生(岡山県支部)に委嘱する件についての説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

# 事前質問

### 質疑応答の要旨

当組合被保険者を対象とした歯科健診事業の対象者に、今年度より1 種組合員も含まれましたが、後期高齢者組合員は対象外となっています。ぜひとも、後期高齢者組合員も対象としていただけるよう、要望致します。 (山口県支部 下村明生議員)



下村議員

A 1種組合員に対する歯科健診(問診用紙のみ)を、後期高齢者の1種組合員まで拡大実施することにつきましては、後期高齢者の保健事業の1つとして、先生方ご自身がP.H.R として把握され、ご自分の健康づくりを進めていただく上で、非常に意義のあるものとの認識でおります。

後期高齢者医療広域連合で実施している「後期高齢者歯科健診」との関連性が問われますが、当組合で実施するのは問診用紙の記入のみなので影響はないと考えており、後期高齢者医療広域連合で実施している「後期高齢者歯科健診」と時期的に重ならないよう配慮を心掛け、令和5年度から実施することと致します。

なお、「歯科健診文書料及び指導料支給要綱」の改正について、理事会での承認を得る必要がありますので、 最速で令和5年11月以降の実施になるかと思います。

実施する予算については、後期高齢者の1種組合員1,262人(令和5年3月31日現在)×1,000円(文書料及び指導料) = 1,262,000円ほどを見込んでおります。

(齊藤専務理事)

# 報告事項

[全国歯関係] 齊藤専務理事

### 1. 規則・規程の一部改正等について(令和5年4月~令和5年6月可決分)

(1) 組合選挙規則の一部改正について

組合選挙規則の第4章 役員選挙の一部を下記のように改正した。

組合選挙規則の一部改正新旧条文比較対照表



4. 的原	<ol> <li>前項の代表理事委員会により選出された制理事長、 専務理事及び常務理事は理事会の承認を得るものと する。</li> </ol>
(謝名理事) 第13条 規約第40条第二分に定める理事長が指名する 者 (以下「指名理事」という。) は3点以内とする。 2. 前列の規定により指名された理事に改造設定は理念会 又は理念をの別記を得るものとする。 3. 指名理事は、理事長の命を受けて特定の業務を分享 する。	(権名理事) 第13条 規約第40条第二号に定める理事長が指名すさ 者(以下「除名理事」という。) は5点以内とする。 2. 前項の規定により除るされた理事に理由金文は改算 選任課金文の報送申号ものとする。 3. 指名理事は、理事長の命を受けて何差の業務を分等 する。
第5章~第6章 (略)  四 則 二 立の原則法、全和5年7月23日から施行する。 (第10条上第11条の第三章を整理。第10条上第11条の第三章を全整理。第10条上第11条の第三章を全整理。第5項及び第3年を前条。第13条第1月の指令第手の定数を改正。	第5章~第6章 (略)

### (2) 組合規約施行規則の一部改正について

令和6年4月1日より施行する。 被保険者の資格の改正。)

#### 【被保険者の資格について】

<u>1.この規則は</u> (<u>第2条</u>

令和6年4月1日より、開設・管理者の1種組合員または後期高齢者の1種組合員と同一世帯の歯科医師で診療に従事する方の被保険者の資格は、組合員本人とすることに規約施行規則が改正した。詳しくはp.33をご覧ください。

組合規約施行規則の一部改正新旧条文比較対照表

改 正 (案) 現 行 第2章 被保険者の資格 第2章 被保険者の資格 (被保険者の資格) (被保険者の資格) 当組合の歯科医業又は歯科業務に従事する者の 第2条 削除 判定基準に基づき、歯科医療機関の開設又は管理する歯 科医師、歯科医療機関に勤務する歯科医師(非常勤務歯 科医師を含む)は組合員とし、1種組合員の家族及び後期高齢者の1種組合員の家族としない。 (2・3種組合員の加入及び脱退) (2・3種組合員の加入及び脱退) 第3条 2・3種組合員に係る加入及び脱退の手続は、雇 第3条 2・3種組合員に係る加入及び脱退の手続は、雇 用主である1種組合員が行うものとする。ただし、特別 用主である1種組合員が行うものとする。ただし、特別 な事情により、2種組合員が脱退の能力を欠いているよ な事情により、1種組合員が脱退の能力を欠いているよ うな場合は、1種組合員の家族若しくは、2・3種組合員 うな場合は、1種組合員の家族若しくは、2・3種組合員 が届け出ることができる。 が届け出ることができる。 2. 第1項に定める脱退の手続は、資格喪失届に被保険者 2. 第1項に定める脱退の手続は、資格喪失届に被保険者 証を添付しなければならない。 証を添付しなければならない。 附 則

### 【後期高齢者の1種組合員の所得割賦課額について】

令和6年4月の国民健康保険料より、後期高齢者の1種組合員の開設管理者に所得割を賦課する。 ただし、当組合に被保険者の加入がない場合は所得割賦課額を免除する。 詳しくは p.34をご覧ください。

### 組合規約施行規則の一部改正新旧条文比較対照表

(下線部分が改正部分)

改

(案)

現

行

第3章 保険料

(後期高齢者の1種組合員の所得割賦課額)

第4条の3 後期高齢者の1種組合員が開設又は管理する 医療機関においては、後期高齢者の1種組合員に所得割 賦課額を賦課するものとする。ただし、当組合に加入す る被保険者がいない場合は所得割賦課額を免除する。

IF.

2. 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、 国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の 合計額に1000分の6.5を乗じた額を年額とする。 ただし、上限は、年額390,000円とし、月額は32,500円 とする。

下限は、年額19,500円とし、月額は4月を1,900円、5月から翌年3月までは、1,600円とする。

附則

1.この規則は、令和6年4月1日より施行する。 (第4条の3 後期高齢者の1種組合員の所得割賦課額の 改正。) 第3章 保険料

(後期高齢者組合員の所得割賦課額)

第4条の3 後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の配偶者・親子・兄弟姉妹である1種組合員が診療に従事している場合は、後期高齢者組合員に所得割賦課額を賦課するものとする。

2. 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、 国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の 合計額に1000分の6.5を乗じた額を年額とする。 ただし、上限は、年額390,000円とし、月額は32,500円 とする。

下限は、年額19,500円とし、月額は4月を1,900円、 5月から翌年3月までは、1,600円とする。

### 2. 産前産後期間相当分の保険料の軽減措置について

令和6年1月から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の産前産後期間における国民健康保険料の所得割額及び均等割額の軽減を導入予定。詳細については厚労省からの通知があり次第、お知らせする。

### 3. マイナンバーカード保険証のエラーについて

全国歯の3種組合員(50歳衛生士等)(香川県支部)

医療機関でマイナンバーカード保険証を使用した時

- ① 医療機関で、給付割合が2割と表示された。
- ② 保険者(全国歯科医師国保組合)に医療機関から問い合わせが入り3割負担と回答 (保険者では、70歳以上者のみ給付割合を中間サーバーに登録する)
- ③ 国保連合会、支払基金に問い合わせたところ
  - ・医療機関はマイナンバーカード保険証で知り得た2割負担として扱い保険者に請求して下さい。
  - ・保険者は、その請求を給付割合誤りとして医療機関に過誤して下さい。
- ・過誤された医療機関は、患者さんから一割分を徴収して下さい。
- ⑤ 医療機関からは、一部負担金の修正分を回収できないこともある。(患者さんから再度医療費の支払いを求めることは、難しい)

以上のことについては、国保連合会より誤った給付割合をなぜ保険者は直さないのかと指摘を受けている。 ・保険者は、70歳未満の給付割合を中間サーバーに入力できない。と回答した。

現在、岡山県支部からも同様の報告が上がっております。

今後、マイナンバーカード保険証の使用が増えると、エラー件数も多くなっていくと思われます。 どこに報告していいものなのか分からない状態です。

高嶺明彦先生の助言もございまして、比嘉奈津美先生にご報告いたしました。

現在、三塚理事長より、日本歯科医師会の対応について問い合わせ中です。 (令和5年5月17日) ご照会いただいた件について

(ご照会)

マイナンバー保険証のエラーについて

(ご回答)

○ マイナンバーカードを健康保険証として利用した際、70歳以上の被保険者について、保険者が中間サーバーに登録している一部負担金割合と医療機関の端末に表示される一部負担金割合が異なる事例が一部で発生したことを確認しております。

- この原因としては、当該事例が発生した医療機関などのレセプトコンピューター等の使用が考えられるため、厚生労働省などから、当該医療機関のレセコンペンダーに対して、設定を変更するよう指導を行っています。
- こうした事例が発生した際は、オンライン資格確認等システムの実施機関である支払基金・国保中央会へ、医療機関等向けのオンライン資格確認コールセンター等を通じ、ご報告いただくようお願いいたします。
- ご連絡いただきました事例についても、コールセンターなどを通じてお問い合わせいただければ(受診医療機関名、受診日、患者の加入保険者、記号番号などをお伺いしています)。ご対応いたします。

参議院議員比嘉奈津美先生の事務所より

【マイナンバー保険証のエラーが出た場合】

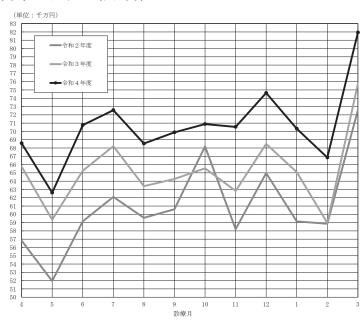
各歯科医院で使用されている機械のメーカーを確認し、医療機関向けボータルサイトに出ているコール センターまたは、オンライン資格確認等コールセンターに各歯科医院から直接ご連絡をお願いいたします。

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583

# 4. 令和4年度 療養給付費の状況について

# 療養給付費の状況 (月別)

診療月	令和2年度	令和3年度	伸び率	令和4年度	伸び率
4 月	568, 263, 464	657, 670, 409	15.73	685, 725, 189	4. 27
5 月	519, 422, 621	593, 441, 236	14. 25	626, 051, 949	5, 50
6 月	591, 518, 225	652, 571, 130	10. 32	707, 581, 540	8. 43
7 月	620, 983, 834	682, 194, 283	9.86	725, 614, 124	6. 36
8 月	595, 790, 623	633, 904, 149	6.40	685, 349, 914	8. 12
9 月	606, 147, 139	642, 653, 284	6.02	698, 887, 492	8. 75
10月	682, 004, 647	655, 521, 958	▲ 3.88	708, 803, 903	8. 13
11月	582, 000, 617	628, 149, 977	7. 93	705, 451, 983	12. 31
12月	649, 767, 708	684, 957, 328	5. 42	746, 414, 726	8. 97
1 月	591, 483, 977	650, 886, 136	10.04	703, 256, 985	8. 05
2 月	588, 620, 700	589, 636, 370	0.17	668, 505, 083	13. 38
3 月	725, 802, 462	757, 624, 795	4.38	819, 362, 248	8. 15
合 計	7, 321, 806, 017	7, 829, 211, 055	6. 93	8, 481, 005, 136	8. 33
月間平均	610, 150, 501	652, 434, 255	6. 93	706, 750, 428	8. 33



令和4年度の療養給付費は前年度と比較すると1年間を通して療養給付費が上がった。

# 5. 令和5年度会議予定表について

# 令和5年度 会 議 予 定 表

令和5年7月23日現在

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所			
		10日(水)	コンプライアンス研修会	13:00				
2023年	10月	18日(水)	健康づくり推進部会	14:00	WEB 研修会 (東京事務所)			
(令和5年)		25日 (水)	第3回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター			
	11月	15日 (水)	第3回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター			
	1月	31日 (水)	第4回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター (予定)			
		15日 (木)	第4回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター (予定)			
2024年	2月	21日 (水)	第2回監事会	15:00	東京事務所			
(令和6年)		28日 (水)	第5回常務会	13:00	WEB 会議 (事前質問)			
	3月	3日(日)	打合会	12:00				
			第 94 回通常組合会	13:00	トラストシティカンファレンス・丸の内 ※上記の日程に変更が生じることがあります			

# 全国歯科医師国民健康保険組合表彰



山下副理事長より、全国歯科医師 国民健康保険組合表彰規定に基づ き表彰される先生方を代表し、組合 の役員として10年を超え顕著な功績 のあった嶋中茂樹理事をはじめ、 8名の先生方が受賞されたことについて 報告がされた。

表彰(第5条第三号)

支部長及び組合の役員として通算した在 職期間が10年を超えた者

しまなか しげき

**嶋中 繁樹**先生 組合理事(青森県支部)

【本部関係】

平成 24 年 7月 25 日~現 在 理事 11 年

【支部関係】

平成 27 年 8 月 1 日~現 在 支部長 8 年 通 算 11 年 0 ヵ 月 (令和 5 年 7 月末現在)

かすが しろう

春日 司郎先生 組合常務理事(長野県支部)

【本部関係】

平成 25 年 8 月 1 日~令和元年 7 月 31 日 理事 6 年 令和 元年 8 月 1 日~現 在 常務理事 4 年

【支部関係】

平成 25 年 8 月 1 日~現 在 支部長 10 年

通 算 10年0ヵ月(令和5年7月末現在)

たかみね あきひこ

高嶺 明彦先生 組合常務理事 (沖縄県支部)

【本部関係】

平成 25 年 8 月 1 日~令和元年 7 月 31 日 理事 6 年 令和 元 年 8 月 1 日~現 在 常務理事 4 年

【支部関係】

平成 25 年 8 月 1 日~令和元年 8 月 31 日 支部長 6 年 1 ヵ月 通 算 10 年 0 ヵ月 (令和 5 年 7 月末現在)







四 支部役員と組合の役員、組合会議員として通算した在職期間が16年を超えた者。

かわしま じんいち

川嶋 仁一先生 元支部監事(栃木県支部)

### 【本部関係】

平成 18 年 4 月 1 日~平成 23 年 3 月 31 日 組合会議員 5 年 【支部関係】

平成 9年 4月 1日~平成 15年 3月 31日 支部理事 6年 平成 15年 4月 1日~平成 23年 3月 31日 支部常務理事 令和 3年 7月 1日~令和 5年 6月 30日 支部監事 2年 通 算 16年 0ヵ月(令和 5年 7月末現在)



こばやし まきお

小林 万喜男先生 支部監事(山梨県支部)

### 【支部関係】

平成 17 年 4月 1日~平成 20 年 3月 31日 支部常務理事 3年 平成 20 年 4月 1日~平成 23 年 3月 31日 副支部長 3年 平成 23 年 4月 1日~現 在 支部監事 12 年 4 ヵ月 通 算 18 年 4 ヵ月 (令和 5 年 7 月末現在)



のだ おさむ

野田 修先生 副支部長(富山県支部)

### 【支部関係】

平成 18 年 4 月 1 日~平成 27 年 7 月 31 日 支部理事 9 年 4 ヵ 月 平成 27 年 8 月 1 日~現 在 副支部長 8 年 通 算 17 年 4 ヵ 月(令和 5 年 7 月末現在)



やすおか りょうすけ

安岡 良介先生 組合常務理事(京都府支部)

### 【本部関係】

平成 27 年 6 月 21 日  $\sim$  平成 29 年 7 月 31 日 組合会議員 2 年 1 ヵ月 平成 29 年 8 月 1 日  $\sim$  現 在 常務理事 6 年

### 【支部関係】

平成 19年 4月 1日~平成 23年 3月31日 支部理事4年平成 23年 4月 1日~平成 27年 6月21日 副支部長4年2ヵ月平成 27年 6月21日~現 在 支部長8年1ヵ月

通 算 16年4ヵ月(令和5年7月末現在)



いび あきら

井比 陽先生 組合会議員 (新潟県支部)

【本部関係】

平成24年4月1日~現在

組合会議員 11年4ヵ月

【支部関係】

平成19年8月1日~令和3年7月31日 支部常務理事14年8ヵ月 令和 3年 8月 1日~現 在

支部監事 2年

通 算 16年0ヵ月(令和5年7月末現在)







# ■議長・副議長退任挨拶

小林議長・増田副議長の退任挨拶の後、三塚次期理事長より記 念品が贈られた。

### 【小林議長】

私どもの任期の間は、まさしくコロナ禍の真っ最中という中 で、また、この組合会の開催場所も時々変更になるという中で、 議員の皆様にはその他含めましてご迷惑をおかけしました。申し 訳ございませんでした。議会進行に関しましては、格段のご協力 をいただきまして、なんとか務めさせていただきました。感謝致 しております。また、増田副議長、役員理事の皆様、それから事 務方の皆様、ご協力いただきまして重ねて感謝申し上げます。あ りがとうございました。

#### 【増田副議長】

この2年間、事務局職員の方々、また執行部役員の先生方、そ してここにお集まりの組合会議員の先生方のご協力により、副議 長という大役を何とか果たせました。本当に心より御礼申し上げ ます。これからは1組合員として、また全国歯のために汗をかく 所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。本当にありが とうございました。







鈴木副理事長

# ■開会の辞(要旨) 鈴木副理事長

先生方本当に長時間にわたりましてありがとうございました。これを もって第93回通常組合会を閉会致します。

# 令和5年度第2回理事会

令和5年8月1日(火)TKP東京駅カンファレンスセンター「ホール11A」にて役員改選後、新理事による最初の理事会を開催し、副理事長、専務理事、常務理事、法令遵守担当、常務監事を選任。第四次三塚執行部体制がスタートした。



第18期全国歯科医師国民健康保険組合役員名簿(令和5年8月1日~令和7年7月31日)

役職	氏 名	支部名
事 長	三 塚 憲 二	山梨県
副理事長	春日司郎	長野県
"	阿部義和	岐阜県
"	森 秀司	徳島県
専務理事	小 山 茂 幸	山口県
常務理事 (法令遵守担当)	安 岡 良 介	京都府
常務理事	内 田 朋 良	島根県
"	南 哲之介	岡山県
"	大 野 克 夫	栃木県
"	三 森 幹 夫	山梨県

役職		氏	名		支部名
理事	嶋	中	繁	樹	青森県
"	Щ	﨑	安	仁	富山県
"	野	村	和	男	高知県
"	渡	部	隆	夫	鳥取県
"	飯	利	邦	洋	石川県
"	松	﨑	正	樹	新潟県
"	佐	藤		保	岩手県
"	豊	嶋	健	治	香川県
"	中	村	彰	彦	滋賀県
"	近	藤		貢	福井県
"	真均	竟名		勉	沖縄県
常務監事	右	田	信	行	山口県
監 事	宮	下		均	栃木県
相談役	尾	上		徹	京都府
"	酒	井	昭	則	岡山県

# 全歯連地区推薦理事・調査委員・選挙管理会委員等の推薦

全歯連からの推薦依頼により、地区推薦理事及び委員等について、協議の結果以下の通りに推薦した。

役職名	氏	名	全国歯の役職	支部
副会長	三 塚	憲 二	山梨県	理事長
理事	大 野	克 夫	栃木県	常務理事
調査委員	南	哲之介	岡山県	常務理事
選挙管理会委員	内 田	朋 良	島根県	常務理事
選挙管理会予備委員	安 岡	良 介	京都府	常務理事

# 石川県支部

石川県は、本州のほぼ中央部、日本海側に位置し、総人口1,114,791人、面積は約4,185k㎡で地勢は東西100.9km、南北198.4kmと南北に細長く、金沢市をはじめとする11市8町からなっています。日本海に囲まれており自然に恵まれ、新鮮な海の幸や山の幸が豊富で、ひがし茶屋街や武家屋敷跡などの歴史的な街並み、輪島塗や九谷焼、金箔などの伝統工芸、兼六園をはじめとする名所・旧跡も多く、近年は金沢21世紀美術館や鈴木大拙記念館も大変人気です。大阪〜金沢間はJRで約2時間半、北陸新幹線が開通し、東京〜金沢間も同様の時間でアクセスでき、能登空港からも1日2往復の東京便が就航し大変便利になり、国内外から多くの方が観光に訪れています。

石川県支部は、昭和34年1月1日に石川県歯科医師国民健康保険組合を設立し、昭和58年4月1日より全国歯科医師国民健康保険組合に加入致しました。令和5年6月30日現在、被保険者数は、1種組合員471名・家族770名、2種組合員60名・家族47名、3種組合員1,279名・家族183名、後期組合員55名、合計2,865名です。

当支部の事務所は、平成28年4月に改築されました金沢市の石川県歯科医師会館内にあり、



組織構成は支部長、副支部長、常務理事2名、理事 8名、監事2名、職員1名となっています。

支部単独事業としては、すべての組合員を対象としたゴルフ大会を毎年秋に開催し、県歯科医師会と合同で石川県予防医学協会の全面的協力により1種組合員とその配偶者の健康診断を実施、また健康増進事業として県歯親睦ボウリング大会への助成を行っています。ボウリング大会はコロナ禍で令和2年から4年は開催できませんでしたが令和5年3月には4年ぶりに開催し、久しぶりに親睦を深めることができました。

最後になりますが、飯利支部長のもと、組合員の 健康を維持するための事業を企画し、より充実した 事業運営に取り組んでまいりますので、今後ともご 指導の程よろしくお願いいたします。

#### 石川県支部

 ・支部長
 飯利邦洋

 ・副支部長
 佐々木康雄

· 常務理事(理事兼務) 村戸建一、千田恭恵

・理 事 長 哲也、西田明彦、扇谷義郎、

加藤 倫、牛村 章、佐藤 修

· 監 事 岡本博道、竹下亨文

・職員吉藤雅代

# 長野県支部

長野県といえば皆様何を思い浮かべますか。レタス、セルリーなどの生産量全国1位、エリンギ、えのきたけ、ぶなしめじが生産量全国1位。村の数全国1位、博物館・美術館の数全国1位。ぶどう、りんごの収穫量全国2位、温泉数全国2位。長らく全国1位を誇っていた平均寿命は男性全国2位、女性4位に後退しましたが、年齢自体は伸びています。南北に212kmと縦長ながら、面積は全国4位。日本のチベットといわれるのは、これまた全国1位の数を誇る3,000m級の山々がアルプスとして連なり、国道最高地点である渋峠やJR最高地点駅である野辺山駅もあります。浅間山や御嶽山などの活火山、諏訪湖をはじめとして湖も数多く、観光地、避暑地としても有名な軽井沢も。それら県の特色を歌いこんだ県歌『信濃の国』は、県民全員が歌うことができるとして、これもまた有名です。また1998年冬季オリンピック開催地として、毎年スキーシーズンになると海外から多くの旅行客が訪れます。近年は年間を通じて海外からの旅行客が増え、移住してくる方もいると聞いています。

### 【長野県支部紹介】

長野県支部は長野市にある県歯科医師会館の事務局内にあり、2名の支部職員が常勤し業務にあたっています。被保険者は、1種組合員874名・家族1,454名、2種組合員123名・家族83名、3種組合員2,159名・家族322名で5,015名。後期高齢者組合員83名、合計5,103名です(令和5年6月末現在)。春日司郎全国歯副理事長を支部長とし役員は4名です。

支部保健事業としては、毎年『簡易人間ドック』を県内の健診機関に委託し、県下20会場で組合員・家族を対象に出張健診方式で行っています。コロナ禍においては受診時間指定とし会場での感染防止に配慮しました。おかげで受診抑制も起きず、むしろ毎年前年比増になっています。また本部がん検診補助事業に対応して、大腸がん検診、肺がん検診を簡易人間ドックの無料オプション(40歳未満は支部負担)としていることで毎年多くの方に受けていただいています。これによりがん検診受診率は、全国歯において高い水準で推移しています。また本部事業の節目健診に合わせ、支部においても健診補助金追加支給を実施、健康管理促進事業への補助も行っています。今後、組合員の減少予測、国庫補助金の減額等々様々な問題が予想されますが、組合員及びその家族の健康のために出来る限りの支部保健事業展開をしたいと考えております。

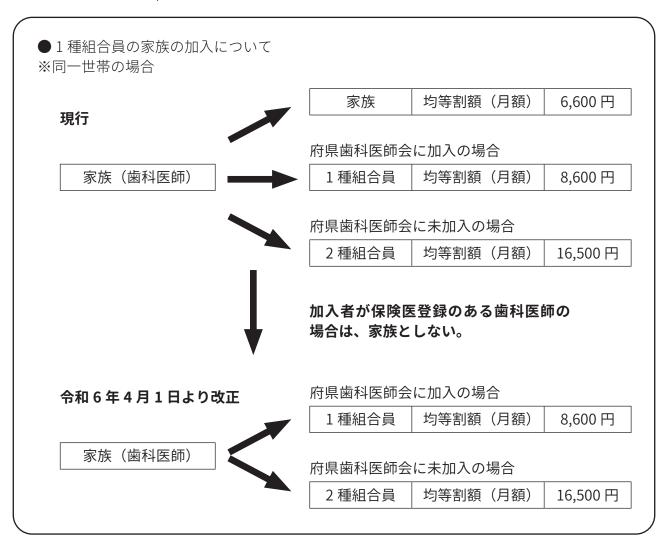
長野県支部副支部長 山岸光男



# 令和6年4月からの重要なお知らせ

### 家族として全国歯に加入の歯科医師の方について

現在、開設または管理者の1種組合員または後期高齢者の1種組合員と同一世帯の歯科医師は、その家族として組合に加入することが可能です。しかし、「全国歯科医師国民健康保険組合」という名のとおり、歯科医師のための組合であるため、歯科医師として診療に従事する方の被保険者の資格は組合員本人とすることに規約施行規則が改正されます。施行は、**令和6年4月1日**です。 【規約施行規則改正 p.24】



- ①歯科医師であるかの判断は、歯科医師免許の有無ではなく、厚生局のコード内容別医療機関一 覧表を元に保険医の登録の有無を基準とします。
- ②非常勤の歯科医師の家族の場合、保険医登録されている歯科医師であれば、全国歯への加入は 組合員本人となります。保険医登録のある家族で、現在、診療に従事していない方は、厚生局 への申請内容の変更を届け出てください。
- ③令和6年1月秋以降に、ご家族の職業についてアンケート調査を実施します。ご協力のほどよろしくお願いします。

### 後期高齢者の1種組合員の所得割賦課

現行の規約施行規則では、開設管理者の後期高齢者の1種組合員の他に1種組合員または2種組合員が診療に従事している場合は、所得割を賦課しています。

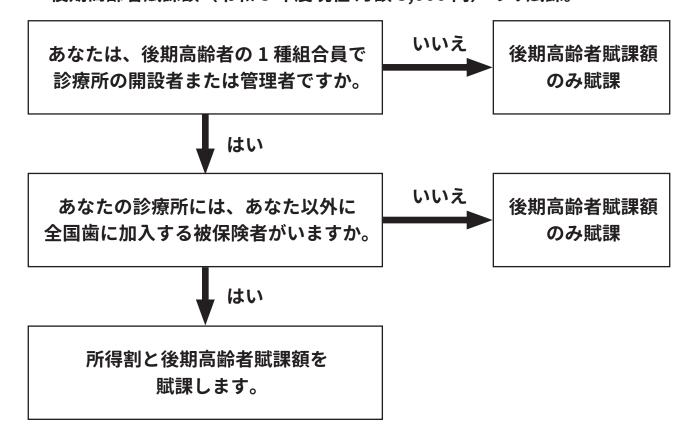
後期高齢者の1種組合員の診療所で被保険者を有している場合、家族や従業員に対してのメリットが多い点を踏まえ、令和6年4月から規約施行規則の改正により、後期高齢者の1種組合員に、所得割を賦課することとします。 【規約施行規則改正 p.25】

### ★後期高齢者の1種組合員として全国歯へ残った場合★

- ①後期高齢者の1種組合員が開設管理者の場合、75歳未満の家族・従業員が今までどおり全国歯の被保険者として給付を受けることが可能です。
- ②家族・従業員の保険料は、市町村国保と比較すると安いことが多いです。
- ③家族・従業員に対する保健事業は、市町村国保よりも充実しています。
- ※後期高齢者の1種組合員は、1度組合員の資格を喪失すると再加入はできません。

### 令和6年4月より 後期高齢者の1種組合員の所得割賦課 簡易フロー図

※廃院又は休診している後期高齢者の1種組合員は、 後期高齢者賦課額(令和5年度現在月額5,000円)のみ賦課。



# 前常務監事 故 滝澤隆先生を偲ぶ

〈略歴〉

昭和19年6月5日生

#### ○長野県歯科医師会

平成12年 4月~平成15年 3月 常務理事 平成15年 4月~平成21年 3月 副会長 平成21年 4月~平成25年 6月 会長

#### ○全国歯科医師国民健康保険組合

平成15年 4月~平成18年 3月 長野県支部理事 平成18年 4月~平成21年 3月 長野県支部副支部長 平成21年 4月~平成25年 7月 長野県支部副支部長 平成18年 4月~平成23年 3月 組合会議員 平成23年 4月~平成25年 7月 本部理事 平成25年 8月~令和 5年 7月 本部監事 平成27年 8月~令和 5年 7月 本部常務監事



### ○受賞歴

平成15年11月 日本歯科医師会会長表彰受賞

平成16年11月 厚生労働大臣表彰受賞

平成26年 3月 全国歯科医師国民健康保険組合連合会会長表彰受賞

令和 2年 4月 旭日小綬章受章

令和 3年 7月 全国歯科医師国民健康保険組合功労者表彰

先生は、平成15年4月に全国歯科医師国民健康保険組合長野県支部の理事に就任以来、 副支部長、支部長を歴任。本部においては平成18年4月から組合会議員、平成23年4月からは理事に就任、監事を経て、平成27年8月から本年7月まで常務監事の職を務められて おります。組合役員として通算6期12年以上にわたり、組合発展のために多大なご尽力を いただきました。

この間、卓越した指導力と企画力を持って支部の運営にあたられ、疾病の早期発見、早期治療を目的とした支部の保健事業推進に努力され、特に支部独自の保健事業である簡易人間ドックにおいては、被保険者の健康増進及び疾病予防のために年々健診項目を充実してこられました。また、支部簡易人間ドックで特定健診を受診できるよう改善を図り、常に被保険者の健康に対する関心を高めるように配慮されてこられました。このことが功を奏し簡易人間ドックの受診率の向上、支部における特定健診受診率の向上へと繋がりました。

先生は、数年前から体調を崩されておりましたが、その間も精力的に職務を務めてこられました。治療に専念されるため本年7月末で本部常務監事の職を退かれており、一日も早いご回復を我々組合員一同願っておりましたが、その願いも叶わず9月1日にご逝去されました。

去る9月5日の葬儀に際しましては、ご多用中にも関わらず、全国各地から多くのお悔やみやご会葬を賜り誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

先生のこれまで歩まれた道、先生が残された業績を改めて思い、組合の運営はますます 難しい状況にありますが、役員一同一丸となって当たって参ります。

先生の在りし日の面影を偲びつつ、心からご冥福をお祈りいたします。

全国歯科医師国民健康保険組合 副理事長 全国歯科医師国民健康保険組合 長野県支部 支部長 春 日 司 郎

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。 各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご活用ください。

# 全国歯の保険給付・保健事業

# 令和5年8月1日から被保険者証、 被保険者証兼高齢受給者証が新しく なりました

8月1日からの赤色の証はお手元に届いていらっしゃいますか?新しい被保険者証の有効期限は令和7年7月31日です。被保険者証兼高齢受給者証の有効期限は令和6年7月31日です。

氏名、フリガナ、生年月日等をご確認いただき、修正が必要な場合や不鮮明で読みにくい場合は支部事務所までご連絡ください。再発行させていただきます。

また意思表示欄保護シールが同封されていない、必要枚数が封入されていない診療所があることがわかりました。ご希望の方は支部事務所より発送させていただきますので、枚数をご連絡ください。

# 未就学児のいる世帯に 12,000 円

子育て世帯の経済的負担を軽減するために、 令和5年11月30日時点に全国歯に加入している 未就学児に対し、一人あたり一律12,000円の国 民健康保険料を令和6年2月に還付します。

#### 【1種組合員】

令和6年2月にお支払いいただく保険料より軽減 します。

#### 【2、3種組合員】

支部事務所より申請書を送付し、申請いただいた組合員口座へ入金します。

# 国民健康保険料還付通知書について

令和4年11月30日時点に全国歯に加入している未就学児に対し、一人あたり一律12,000円の国民健康保険料を令和5年2月に還付しました。それに伴い、令和5年の確定申告や源泉徴収票の申告に必要な国民健康保険料控除額は、以下の計算となります。

例:全国歯発行の「1月から12月までの 国民健康保険料領収書」 100,000円 秋以降に発行予定の「(再送)国民健康 保険料還付通知書 12,000円 の場合、国民健康保険料控除額は 100,000-12,000=88,000円です。 従業員の方の還付金額については秋以降に発行予定の「事業主様へ大切なお知らせ 国民健康保険料還付のお知らせ」にて、還付金額のご確認をよろしくお願いします。

# ○国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証

#### 一部負担金の割合の確認しましょう

被保険者証兼高齢受給者証に印字されている 一部負担金の割合の判定に必要な所得情報は市 町村に照会します(番号法第19条7号)。その 際、何らかの理由により所得確認ができない場 合は、一部負担金が3割となります。

再度判定をご希望の方は、所得がわかる書類 を支部事務所までお送りください。

### 人工透析を受けている 70 歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で、「特 定疾病療養受療証」の有効期限が令和5年7月31 日の方は、更新手続きをお済ませください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

□特定疾病療養受療証交付申請書

※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、市区町村で発行した証明書が必要になります。

# 療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者 証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で受診したとき
- ・ 海外で診療を受けたとき
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき(※型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。)
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡や コンタクトレンズを購入したとき

- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたときなど
  - ●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって 異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わ せください。

# 高額療養費の支給申請

該当する方(または該当になりそうな方)へ は、組合から申請書をお送りします。

- ※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまでに数ヵ月を要します。予めご了承ください。
  - ●申請手続きに必要な書類●
- □高額療養費支給申請書
- □対象となる医療費の領収書
  - ※所得情報は、番号法第19条7号により市区 町村へ照会します。何らかの理由により所 得が確認できない場合は、市区町村で発行 した証明書が必要となります。

### ◎限度額認定証の発行及び更新

70歳未満の方、及び70歳~74歳の方で現役並所得 I、II(課税所得145万円以上690万円未満)の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された限度額適用認定証(住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関に提示すると、1カ月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。更新される方は、お早目にお手続きください。

- ●申請手続きに必要な書類●
- □限度額適用認定申請書
- ※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。何らかの理由により所得が確認できない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

# その他の保険給付の支給申請 傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から支給します。

ただし、同一年度内の支給期間は90日を限度とします。

【支給額】(入院1日につき)

1種組合員 4,000円

2種組合員 1,500円

3種組合員 1,500円

- ●申請手続きに必要な書類●
- □傷病手当金支給申請書

# 新型コロナウイルスに係る 傷病手当金の支給申請

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は 発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療 養のため労務に服することができなかった当組合の 被保険者の方に、傷病手当金を支給します。適用期 間は令和5年5月7日までです。詳しい要件や、申請 方法などは全国歯のHPをご覧ください。

### ◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産(妊娠85日以上の死産・流産を含む)した場合に、支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 500,000円

- ●申請手続きに必要な書類●
- □出産育児一時金支給申請書
- □母子手帳の出生届出済証明書の写し (市区町村の証明)
- □産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し
- □直接支払制度に関する合意書の写し

# ◆出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が、出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により支給します。ただし支給対象は、組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。

#### 【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員(90日間を限度)

【支給額】 1日につき 1,500円

- ●申請手続きに必要な書類●
- □出産手当金支給申請書
- □申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
- □申請書の事業主の証明または、産休の期間が 確認できる書類
  - ※傷病手当金が支給された期間は出産手当金 の支給は出来ません。

### ◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に 対して支給します。

#### 【支給額】

1種組合員300,000円2種組合員150,000円3種組合員100,000円1・2・3種組合員の家族100,000円後期高齢者の1種組合員の家族100,000円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- □葬祭費支給申請書
- □葬祭を行った方を判断できる書類
- □亡くなった事実を証明する書類

### ◆移送費の支給申請

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に移送された場合に支給 します。

ただし支給には条件がありますので、詳しく は支部事務所にお問い合わせください。

- ●申請手続きに必要な書類●
- □移送費支給申請書
- □医師の意見書(医師の署名捺印のあるもの)
- □領収書など移送に要した費用の額を証明する 書類

# インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

#### 【対象者】

被保険者(後期高齢者の1種組合員を除く)

#### 【支給額】

年度ごと1名につき3,000円を限度(費用額が限度額未満の場合は実費分)に支給。

◎13歳未満は1名につき5,000円を限度(2回接 種の場合、2回分の領収書の合算額から限度 額内)に支給。

#### 【実施期間】

令和5年4月1日~令和6年3月31日まで

#### 【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

- ●申請手続きに必要な書類●
- □インフルエンザ予防接種補助金申請書
- □領収書(予防接種日、医療機関名、医療機関 印、予防接種受診者名、インフルエンザの予 防接種であることが明記されたもの)

### 節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診 後、申請書類を支部事務所までお送りください。

#### 【対象者】

- (1)本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢 に達する1種組合員と2種組合員
- (2)(1)で対象になる1種組合員の被保険者である 配偶者(年齢問わず)
- (3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢 に達する3種組合員

#### 【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し(複数の場合は、合計に対し)30,000円を限度に支給

#### 【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

- ●申請手続きに必要な書類●
- □節目健診補助金支給申請書
- □対象となる健診の領収書

# 令和4年度節目健診事業対象者 (未受診者) の受診期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関へ積極的な受診が難しい状況にあったと思われる令和4年度の節目健診事業対象者(未受診者)に限り、節目健診の受診期間を1年延長します。

- ◎受診期間:~令和6年3月31日
- ○申請期限:令和6年3月31日(支部事務所必着)

# がん検診のご案内

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

【がん検診の種類】それぞれ年1回まで

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1(胃内視鏡検査)	50歳以上	8,900円
胃がん2(胃部エックス線検査)	40歳以上	6,400円
子宮頸がん(視診、子宮頸部の細胞 診及び内診)	20歳以上	3,400円
肺がん1(胸部エックス線検査)	40歳以上	1,800円
肺がん2(胸部エックス線検査及び 喀痰細胞診)	40歳以上	3,100円
乳がん(乳房エックス線検査もしく は視触診及び乳房エックス線検査)	40歳以上	4,200円
大腸がん(便潜血検査)	40歳以上	1,300円

#### 【実施期間】

令和5年4月1日~令和6年3月31日まで 【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

- ●申請手続きに必要な書類●
- □がん検診補助金支給申請書
- □対象となる検診の領収書
  - ※全額実費による検査の場合のみ支給対象と なります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、 がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必 要です

# 仕事のストレス・人間関係の悩みについ てカウンセラーに相談してみましょう

臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの 電話、面接およびインターネットによるWebカウンセリング事業を行っております。

(面接の予約やご相談の関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や 勤務先、ご家族等に伝わることはありません。)

**◆**電話カウンセリング**◆** 

プライバシー厳守

- •相談料、通話料無料。
- ・1日1回20分程度。ご利用回数の制限なし。
- ・面接カウンセリングに移行できます。

#### 専用ダイヤル:0120-926-189 (無料)

- ◆面接カウンセリング◆
  - ・年度内1人5回まで無料。
  - ・面接は1回50分程度(目安)。

(6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は 有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。 料金はカウンセリングルームにより異なりますの で、全国歯ホームページをご覧ください。)

#### ◆Webカウンセリング◆

・ホームページから「心のWeb相談」をご利 用いただけます。

メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

# ◆特定健診・特定保健指導を 受けましょう

特定健診・特定保健指 導は、内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドロ 40~74歳の 被保険者を対象

ーム)に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・ 予備群を減少させることが目的です。

#### ◆特定健診◆

8,000円相当の費用が0円で受診できます。さらに受診された方にクオカード1,000円をプレゼント!

4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「セット券」をお送りしております。

受診が可能な詳しい医療機関情報については 全国歯のホームページをご確認ください。

#### 【診査内容】

基本項目	質問(問診) 身体測定 理学的所見(身体診察) 血圧 血中脂質検査 肝機能検査 血糖検査 尿検査
------	---

医師の判断	貧血
による	心電図
	眼底
追加項目	血清クレアチニン

#### 【受診期間】

令和5年4月1日~令和6年3月31日まで 【受診時にお持ちいただくもの】

- □セット券(特定健康診査の「受診券」と特定 保健指導の「利用券」がセットになった券)
- ◎セット券を紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。
- □国民健康保険被保険者証
- □質問票(医療機関にもございますが、予め ご記入いただきますと、スムーズです。全 国歯のホームページからダウンロード可能 です。)

40歳未満の方は前述の節目健診の受診によりご自身の健康管理にお役立て下さい。

### ◆特定保健指導◆

特定健診を受診された方の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、医師、保健師などの専門スタッフによる生活習慣を見直すサポート、アドバイスが無料で受けられます。

メタボ改善のチャンスですので、特定保健指導 に該当された方は、必ずご利用ください。

#### 【利用方法】

特定健診後に、該当者に対して利用券を当組合より送付いたします。 (特定健診受診日当日に同じ医療機関で特定保健指導を受ける場合、セット券にて受診ができます。)

特定保健指導は2つのパターンがあり、いずれか 1つを選択しご利用ください。

#### ◆医療機関で受診

HPの実施機関一覧をご確認いただき、電話等でご予約のうえご利用ください。

#### ◆オンラインで受診

# オンライン保健指導をご利用の方にAmazonギフトカード1,000円をプレゼント!

PC・スマホから簡単に面接日の予約ができ、 面接日までに資料が郵送されます。お持ちの電子 機器に遠隔面接ツールZoomのアプリをインスト ールしてお待ちください。

詳しいご案内は、利用券送付時に同封しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

#### 【受診期間】

令和5年4月1日~令和6年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

(医療機関の場合)

- □特定保健指導利用券
- □国民健康保険被保険者証

#### 歯科健診のご案内

#### ◆院長の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。令和5年度から、1種組合員も含めた18歳~74歳の被保険者すべての方を対象とします。ぜひご利用ください。

#### 【対象者】

- ◎1・2・3種組合員(1種組合員は問診用紙の記入を受診とみなします。)
- ◎被保険者である1・2・3種組合員の家族(健 診時18歳以上の者)

#### 【受診期間】

令和5年4月1日~令和6年2月末日

#### 【実施場所】

- ◎1種組合員の家族は自家の診療所
- ◎2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用 されている1種組合員の診療所

#### 【支給額】

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、 支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施 医療機関へ支給します。(実施期間内1度限り)

#### 【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

#### ●申請手続きに必要な書類●

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部 事務所へご提出をお願いします。

- □問診用紙
- □歯科健診診査用紙(組合提出用)
- ※1種組合員本人は問診用紙のみ必要となります。

# ジェネリック医薬品差額通知について

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付 しております。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬 品を利用できない場合もありますので、医療機関 等にご相談のうえ、上手に利用してください。

### 医療費通知について

年に6回、医療費通知を送付しております。

医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、適正に医療機関から請求がされているか、必ずご確認ください。

医療機関等から提出されたレセプトに誤りが あり修正が必要な場合は、その受診に関する通 知は掲載されません。

医療機関からの誤請求防止にもつながりますの で、不明な点がありましたらご連絡ください。

#### 【送付時期について】

		_
送付	月	記載内容
令和5年	6月	令和5年1~ 2月受診分
令和5年	8月	令和5年3~ 4月受診分
令和5年	10月	令和5年5~ 6月受診分
令和5年	12月	令和5年7~ 8月受診分
令和6年	2月	令和5年9~11月受診分
令和6年	4月	令和5年 12月受診分

# 後期高齢者の1種組合員 保健事業のお知らせ

### 傷病見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が入院した場合、入院1 日目から傷病見舞金を支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90 日を限度とします。

(後期高齢者の1種組合員となるまでに傷病手 当金を受給している場合は、その支給期間を含 める)

【支給額】入院1日につき 4,000円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- □傷病見舞金支給申請書
- □入院期間が明記された対象となる医療費の 領収書

### 死亡見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が死亡した場合、 遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

### ●申請手続きに必要な書類●

- □死亡見舞金支給申請書
- □死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった 事実を証明する書類

# 後期高齢者の1種組合員のための 節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診 後、申請書類を支部事務所までお送りください。 【対象者】

- (1)本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に 達する後期高齢者の1種組合員
- (2)(1)で対象になった後期高齢者の1種組合員の被 保険者である配偶者
- ※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

#### 【実施期間】

令和5年4月1日~令和6年3月31日まで

#### 【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、(受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して) 30,000円を限度に支給

#### 【申請期限】

令和6年3月31日までに支部事務所必着

#### ●申請手続きに必要な書類●

- □節目健診補助金支給申請書
- □対象となる健診の領収書
- ※令和4年度の節目健診事業対象者で未受診者に 限り、受診期間を1年延長しております。

詳しくは、p.38の『節目健診のご案内』をご覧ください。

#### ◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

#### [支部事務所連絡先]

栃木県支部 028-648-0472 山梨県支部 055-252-6481 青森県支部 017-777-4907 岐阜県支部 058-274-6110 富山県支部 076-432-9666 滋賀県支部 077-523-2787 京都府支部 075-812-8495 岡山県支部 086-224-7777 山口県支部 083-928-8020 島根県支部 0852-24-2757 鳥取県支部 0857-23-2621 香川県支部 087-851-4965 徳島県支部 088-631-3977 高知県支部 088-823-7369 新潟県支部 025-250-7755 岩手県支部 019-623-1571 石川県支部 076-251-1011 長野県支部 026-222-8020 福井県支部 0776-25-6108 沖縄県支部 098-889-2288

# 特定健康診査を受診された方に1,000円分のQUOカード (ジェネリック医薬品お願いカード)を進呈します!

QUOカードは、約6万のお店でご利用いただける、全国共通のギフトカード(商品券)です。

#### 【特定健康診査 受診の流れ】

### ①予約

(全国歯のホームページで 実施医療機関等をご確認く ださい)

### ②受診

『被保険者証』、『受診券』(紛 失等をしている場合は支部事務所 までお問い合わせ下さい。)、 『質問票』を必ずお持ちください



当組合が、受診を確認でき次第QUOカードをお送りします。(年度内1度のみ1枚まで。) 当組合が受診を確認できるまでに、数ヵ月を要しますのでご了承ください。



イメージ図

なお、事業主が保険者の求めに応じて行う、特定健診項目に該当する健診結果データの提供は、法令に基づく提供であるため個人情報保護法に制限されず、従業員本人の同意なく行うことができます。

# 事業者健診結果を提供するとQUOカード2,000円分を進呈!

1種組合員 (事業主) 様へ事業者健診 (※) 結果提供のお願いを致します。事業者健診結果と質問票 (要記入) を支部事務所へ送付いただければ、特定健康診査を受診したものとみなし、受診された方にQUOカード (2,000円分) を進呈します。また、健診結果データが保健指導の対象となる場合は、その従業員の方に、特定保健指導のご案内をいたします。

事業主の皆様には、従業員の方に特定保健指導を受ける機会を確保し健康管理に役立てていただくために、事業者健診の結果データをご提供いただきますようよろしくお願いします。 ※事業者健診は、事業主健診とも言われており、従業員に対して実施する定期健康診断のことです。

#### 【対象者】

- □当組合にご加入で、**特定健診受診券を使用せずに**事業者健診を受診された40歳~74歳までの方 【ご提供いただきたいデータ】 **全国歯 特定健診** 検索
- □事業者健診結果(結果票等の写し)〔健診項目〕内容がすべて記入されているもの
- □質問票 (要記入) P.44の質問票をコピーもしくは当組合のホームページよりダウンロードしてください。

#### 【健診項目】

健診日、身長、体重、BMI、腹囲、血圧(収縮期・拡張期)、尿検査(糖・蛋白)、血中脂質(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)、肝機能(GOT・GPT・y-GTP)、糖代謝(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c)

# 特定保健指導ご利用案内

WEB利用も 選べます!

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無 料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお 送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の2つの方法からいずれか1つをお選び ください。 (重複利用不可)

#### 特定保健指導を実施している医療機関等を利用 【パターン①】

特定保健指導は事前に予約が必要です。

実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。

実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

#### または

#### 【パターン2】 WEB(パソコン・スマートフォン・タブレット)を利用



# 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方には WEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。



ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を 希望する日をご予約ください。

# 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨を お知らせするメールをお送りします。 また、初回のWEB面接で使用するテキスト等が お手元に届きます。

# 初回面接を受けましょう

予約日時になったら、メールに記載のURLを クリック、面接を開始します。

面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ち

職場、自宅など場所も自由です。 Wi-Fi環境を推奨します。

の端末で受けられます。

# 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえ電話にて継続支援を行います。

# アマゾンポイントをプレゼント

継続支援を受けられた方へアマゾンポイント (1000ポイント)を差し上げます。 ポイントはメールアドレスへお送りします。



⑥メールにてアマゾン

ポイントを送ります

・ホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう

# 質 問 票

保険者番号	保険者名	
093013	全国歯科医師国民健康保険組合	J

氏 名	
生年月日	
記入日	

※ 各自ご記入下さい

1-3 現在、aからcの悪の使用の有無***   1 a. 面圧を下げる果	No.	質問項目		\m_\m_	<b></b>
2 b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射         ①はい ②いいえ           3 c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬         ①はい ②いいえ           4 要師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかつているといわれたり、治療を受けたことがありますか。         ②はい ②いいえ           5 医師から、脳卒中(経出血、脳梗塞等)にかかつているといわれたり、治療を受けたことがありますか。         ①はい ②いいえ           6 治療(人工透析など)を受けていますか。         ①はい ②いいえ           7 医師から、質血といわれたことがある。         現在、たばこを習慣が思いている者とは、合計100本以上、又は6ヶ月以上 切っている者であり、最近1月間も吸っている者)         ②にいえ           9 20歳のときの体重から10kg以上増加している。         ①はい ②いいえ           10 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。         ①はい ②いいえ           11 日常生活において歩行文は同等の身体活動を1日時間以上実施。         ①はい ②いいえ           12 ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。         ①はい ②いいえ           13 食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。         ①はい ②いいえ           14 人と比較して食べるときの状態はどれにあてはまりますか。         ①はい ②いいえ           15 就理前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。         ①はい ②いいえ           16 朝星の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。         ①はい ②いいえ           17 朝を抜くことが週3回以上ある。         ①はい ②いいえ           18 お酒(日本海、焼酎、ビール、洋海など)を飲む頻度         ①はとんど根まない(飲めない)           19 声本酒台(180点)の目気:ビール、行為などを飲む頻度         ①はためた飲まない(飲めない)           20 睡眠で体養が十分とれている。         ①はい ②いいえ           20 睡眠で体養が十分とれている。         ①はい ②いいえ           21 連事や食を活等の生活習慣を改善したのは、見がしたのかない。         ①はい ②いいえ           22 連載では、またいまたがあない。         ②はたんど根まない(飲みない)           21 連載や食まないりままないようないまたいまたがあない	1-3	現在、aからcの薬の使用の有無 *①		選択肢	解答欄
3	1	a. 血圧を下げる薬	①はい	②いいえ	
医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。   回はい ②いいえ   回はた、名間的に映立ている。   回はい ②いいえ   回はい ②いいえ   吸っている者であり、最近1ヶ月間も吸っている者   図   の   の   の   の   の   の   の   の   の	2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい	②いいえ	
### 受けたことがありますか。	3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい	②いいえ	
9 要けたことがありますか。         切はい         ②いいえ           6 医師から、信性腎臓病や悟性の腎不全にかかつているといわれたり、 治療(人工送析など)を受けていますか。         ①はい         ②いいえ           7 医師から、貧血といわれたことがある。 現在、たばてを習慣的に吸っている。 (※、関本、習慣的に関いている。)         ①はい         ②いいえ           9 20歳のときの体重から10kg以上増加している。 (10 回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。)         ①はい         ②いいえ           11 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。         ①はい         ②いいえ           12 はは同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。         ①はい         ②いいえ           13 食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。         ①はい         ②いいえ           14 人と比較して食べる速度が速い。         ①速い         ②ふつう         ③遅い           15 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。         ①はい         ②いいえ           16 朝星夕の3食以外に固食や甘い飲み物を摂取していますか。         ①はい         ②いいえ           17 朝食を抜くことが週3回以上ある。         ①はい         ②よんど飲まない(飲かない)           18 お酒(日本酒)を削りに割から回転         ①のはい         ②よんと飲まない(飲かない)           19 日本酒15 (180mg)の目安:ビール500mg、焼酎(25度)110mg、ウィスキーダブル1杯(60mg)、ワイン2杯(240mg)         ①1合未満 ②1ー2合未満 ③2~3合未満 ④3合以上 ②の計まするつもりである (飯はなり下月以内) 改善するつもりである (飯はもヶ月以内)           20 歴史を生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。         ①はい         ②に改善するつもりはない ②の書するつもりはない ②の書するつもりである (飯はこまり)却のからなにないる (6ヶ月以内)           21 運動や食生活等の生活動を改善してみようと思いますか。         ④既に改善は取り組んでいる (6ヶ月以内)         ④既に改善はない ④既に改善に取り組んでいる (6ヶ月以内)           22 できたごのは、これになる (6ヶ月以内)         ●に対している (6ヶ月以内)         ●に対している (6ヶ月以内)         ●に対し	4		①はい	②いいえ	
治療 (人工透析など) を受けていますか。	5		①はい	②いいえ	
現在、たばこを習慣的に吸っている。	6		①はい	②いいえ	
8 (※ I現在、習慣的に興煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上 吸っている者であり、最近1ヶ月間も吸っている者) 9 20歳のときの体重から10㎏以上増加している。 10 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。 11 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。 12 ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。 13 食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。 14 人と比較して食べる速度が速い。 15 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。 16 朝星夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。 17 朝食を抜くことが週3回以上ある。 18 お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度 19 日本酒(合(180m2)の日安:ビール500mg、焼酎(25度)110mg、ウイスキーダブル1杯(60mg)、ワイン2杯(240mg) 21 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。 21 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。 21 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。 32に改善に取り組んでいる (6ヶ月以内) (3底に改善に取り組んでいる (6ヶ月以上) (5成番に取り組んでいる (6ヶ月以上) (5成番を対している) (5成番を対している) (5成番を対している) (5成番を対している) (5成番を対している) (5成番を対している) (5の番ぎるつもりはない) (5の番ぎるつもりはない) (5の番ぎるつもりはない) (5の番ぎるつもりである) (5のよりであら) (5のよりに改善しており、少しずつかめている (6ヶ月以内) (5のほのと)に収り組んでいる (6ヶ月以上)	7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい	②いいえ	
10   1回30分以上の軽く汗をかく運動を適2日以上、1年以上実施。	8	【(※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上	①はい	②いいえ	
11 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	9	20歳のときの体重から10kg以上増加している。	①はい	②いいえ	
12   ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	①はい	②いいえ	
①何でもかんで食べることができる    ②歯や歯(き、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある    ③ほとんどかめない     14 人と比較して食べる速度が速い。	11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	①はい	②いいえ	
2   できる   ②歯や歯ぐき、かみあわせなど   気になる部分があり、かみにくいことがある   ③ほとんどかめない   ①速い ②ふつう ③遅い   ①速い ②ふつう ③遅い   ①まい ②ふつう ③遅い   ②ほとんどかめない   ①はい ②いいえ   ②ほとんどりゅんに   ②はいえ   ②はとんどりゅんに   ②はいえ   ②はとんどりゅんに   ②はとんどりゅんに   ②はとんどりゅんに   ②はとんどりゅんに   ②はとんどりゅんに   ②はとんどりゅんに   ②はとんどりゅんに   ②はとんどりゅんに   ②はとんどりゅんに   ②はとんどのは   ②はいえ   ②はいえ   ②はいえ   ②はとんどのは   ②はいる   ②はいる   ②はとんどのは   ②はいる   ②はいる   ②はいる   ②はいる   ②はない   ②はは   ③はは   ②はは   ③はは   ②はは   ③はは   ③はは   ③はは   ②はは   ③はは   ④はは   ③はは   ④はは   ③はは   ④はは   ③はは   ③はは   ③はは   ③はは   ③はは   ③はは   ③はは   ○はは   ○はは   ○はは   ③はは   ○はは   ○はは	12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい	②いいえ	
15 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。 ①はい ②いいえ 16 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。 ① 頃とんど摂取しない 17 朝食を抜くことが週3回以上ある。 ① はい ②いいえ 18 お酒 (日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度 ② 節語とんど飲まない(飲めない) ② 飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合 (180mg) の目安: ビール500mg, 焼酎 (25度) 110mg, ウィスキーダブル1杯 (60mg)、ワイン2杯 (240mg) 20 睡眠で休養が十分とれている。 ① はい ②いいえ ① 改善するつもりはない ② 改善するつもりはない ② 改善するつもりにある (概ね6ヶ月以内) ③ 選にいうちに(概ね1ヶ月以内) 改善するつもりであら、(概ね6ヶ月以内) の 選手なうしいる ④ 既に改善に取り組んでいる (6ヶ月以上)	13	食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。	できる ②歯や歯ぐき 気になるき かみにくい	き、かみあわせなど 部分があり、 いことがある	
16 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②/	ふつう ③遅い	
17 朝食を抜くことが週3回以上ある。	15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい	②いいえ	
18 お酒 (日本酒、焼酎、ビール、洋酒など) を飲む頻度	16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。			
お酒(日本酒、焼酎、ヒール、洋酒など)を飲む頻度   ③ほとんど飲まない(飲めない)   飲酒日の1日当たりの飲酒量   ①1 合未満 ②1~2 合未満 ③2~3 合未満 ④3 合以上   ②2~3 合未満 ④3 合以上   ②2~3 合未満 ④3 合以上   ②2~3 合未満 ④3 合以上   ②2~3 合未満 ④3 合以上   ②2   世眠で休養が十分とれている。   ①はい ②2   ②2   ②2   ②2   ②2   ②3   ②3   ②4   ②4   ②4   ③3   ②4   ②4   ②4   ③4   ②4   ③4   ②4   ③4   ③	17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	①はい	②いいえ	
日本酒1合 (180ml) の目安:ビール500ml、焼酎 (25度) 110ml、ウィスキーダブル1杯 (60ml)、ワイン2杯 (240ml)   ①はい ②いいえ   ②の書するつもりはない ②改善するつもりである (概ね6ヶ月以内) (3近いうちに(概ね1ヶ月以内) 改善するつもりであり、少しずつ始めている (6ヶ月未満) (5既に改善に取り組んでいる (6ヶ月以上)	18	お酒 (日本酒、焼酎、ビール、洋酒など) を飲む頻度			
①改善するつもりはない   ②改善するつもりである (概ね 6 ヶ月以内)   ③近いうちに(概ね 1 ヶ月以内)   改善するつもりであり、 少しずつ始めている (6 ヶ月未満)   ⑤既に改善に取り組んでいる (6 ヶ月以上)	19	日本酒1合 (180ml) の目安: ビール500ml、焼酎 (25度) 110ml、			
②改善するつもりである (概ね 6 ヶ月以内)   ③近いうちに (概ね 1 ヶ月以内)   改善するつもりであり、 少しずつ始めている (6 ヶ月末満)   ⑤既に改善に取り組んでいる (6 ヶ月以上)	20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい	②いいえ	
22 生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか? ①はい ②いいえ	21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	②改善するで、 (概ね6ヶ ③近いうちに 改善するで、 少しずつか ④既に改善に ⑤既に改善に	つもりである - 月以内) こ(概ね 1 ヶ月以内) つもりであり、 台めている こ取り組んでいる 満) こ取り組んでいる	
	22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか?	①はい	②いいえ	

# マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

# 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに 入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

# 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

#### 顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動 的に撮影されます。



または

# 暗証番号の場合

カード申請時に設定 した4桁の暗証番号を 入力します。

暗証番号の入力				
1	2	3		
4	5	6		
7	8	9		
	0			

3

# 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報 過去の診療、処方され た薬の情報を医師・薬 剤師に提供します。 お薬情報に関する情報提供の同意について

同意しない

#### ②特定健診情報

メタボ健診 (40~74 歳)や高齢者健診 (75 歳以上)の結果を提供 します。



4

# 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取 りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

限度額情報を 提供しますか 提供する 提供しない

# マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの?



### より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。



# 窓口で限度額以上の支払いが不要になります(高額療養費制度)

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

### 自己負担限度額

※所得に応じて異なります



窓口負担 (例: 3割負担)



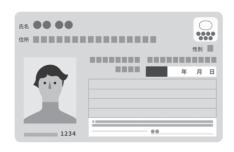
# 引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。

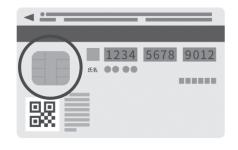
※新しい保険者へ加入の場合は手続が必要です。

ただし住所が変更になった場合は **当組合への**手続きが必要です。

# マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になり すまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護に は十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用で きます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

マイナンバー総合 フリーダイヤル

0120-95-0178

[平日] 9時30分から20時00分まで [土日祝] 9時30分から17時30分まで(年末年始を除く)

# 届出价必要なのは、こんなと自

各支部事務所にて 承ります。

届出に必要な書類は、全国歯HP内にてダウンロード可能です。

#### ◎交通事故にあったとき

交通事故などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者(第三者)が負担すべきものです。被保険者証を使用して診療を受ける場合は、必ず支部事務所へご連絡ください。加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの第三者によるものと思われるけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがあります。ご協力をお願いします。

#### ◎退職等するとき

●申請手続きに必要な書類●

- □資格喪失届
- □被保険者証(お持ちの方はその他の証も合わせて必要)
- □脱退届(資格要件を満たしているが喪失するとき)

### ◎資格喪失(退職等)後、全国歯の 被保険者証を使用して医療機関を 受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の 被保険者証を使用して医療機関等を受診された 場合、全国歯が負担した7割または8割の医療費 について、返還して頂く必要があります。

#### ◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □資格取得届
- □世帯全員の住民票(個人番号除く)
- □加入する方の以前加入していた健康保険資格 喪失証明書

(市町村国保の場合は被保険者証の写し)

- □健康保険適用除外承認申請書(該当者のみ)
- □70歳以上の方は市町村民税課税証明書

#### ○子供が生まれて全国歯に加入するとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □資格取得届
- □世帯全員の住民票(個人番号除く)

#### ◎住所や氏名が変更になるとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □住所氏名変更届
- □被保険者証

(再交付が必要な場合:お持ちの方はその他の証も合わせて必要)

- □世帯全員の住民票(個人番号除く)
- □世帯における保険の加入状況確認書※

#### ◎家族が修学のため居住地を離れるとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □該当届(国民健康保険法第116条)
- □在学証明書の写し

# ○長期入院・介護施設入所等のため 居留地を離れるとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □該当届(国民健康保険法第116条の2)
- □入所証明書等の住所が確認できる書類

#### ◎被保険者証を紛失したとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □再交付申請書
- □返納不能届書
- □始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用され、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておくと、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

(株) シー・アイ・シー (クレジット系)

0670-666-414

全国銀行個人信用情報センター(銀行系)

0120-540-558

日本信用情報機構(消費者金融系)

0570-055-955

発 行 所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818

発 行 人 三塚 憲二

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ https://www.zensikokuho.or.jp

組合報 No93 2023年10月号